

第7章 地球温暖化対策（ふじみ野市地球温暖化対策実行計画）

第1節 基本的事項（事務事業編・区域施策編 共通）

(1) 地球温暖化のメカニズム

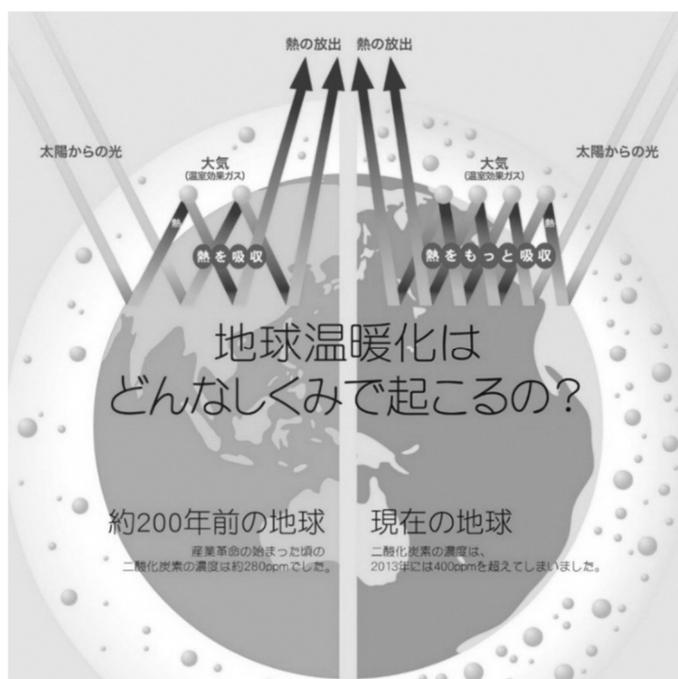
地球は太陽からのエネルギーで暖められ、その地表面からは熱が放出されます。その熱を二酸化炭素や水蒸気などの温室効果ガスが吸収することで、大気が暖められます。

現在の地球の平均気温は14℃前後ですが、これは温室効果ガスの働きによるものです。もし、温室効果ガスが全く存在しなければ、地表面から放射された熱は地球の大気を素通りしてしまい、その場合の平均気温は-19℃くらいになるといわれています。

このように、温室効果ガスは生物が生きるために不可欠なものです。しかし、産業革命以降、人間は石油や石炭等の化石燃料を大量に燃やして使用することで、大気中への温室効果ガス、特に二酸化炭素の排出を急速に増加させています。このため、温室効果がこれまでよりも強くなり、地表面の温度が上昇しています。これを「地球温暖化」と呼んでいます。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第6次評価報告書によると、人間活動が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、現在大気中の二酸化炭素量などは過去80万年間で前例のない水準まで増加しています。その結果、世界の平均気温は産業革命以前（1850年～1900年を基準とする）と比べて2011年～2020年で1.09℃上昇しました。

二酸化炭素の排出量と世界平均地上気温の上昇変化は概ね比例関係にあるとされています。故に、これからも人類が同じような活動を続けるとすれば、地球の平均気温は今より上昇すると予測されています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

(2) 地球温暖化の影響

平均気温の上昇は、わずかな数値であっても大きな影響が現れてきます。

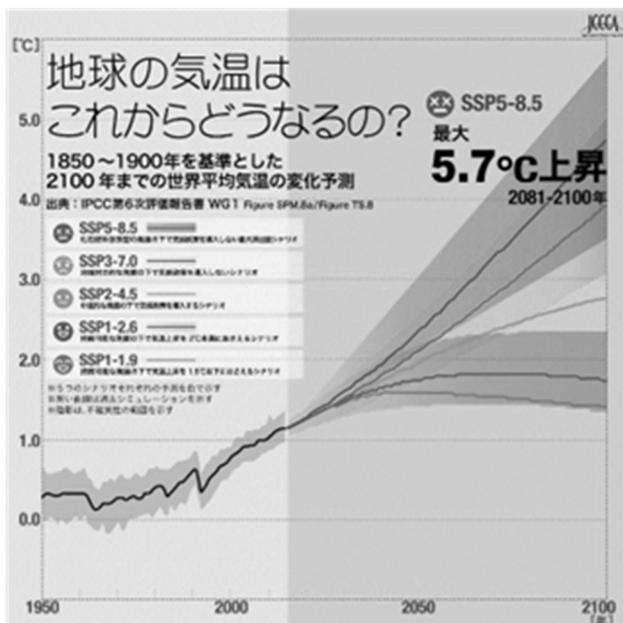
かつてない猛暑だと言われた年でさえ、平均気温にすると平年より約1~2℃程度高かっただけです。IPCCの第6次評価報告書では、このまま地球温暖化が進むと、今世紀末には排出量が非常に少ないシナリオで産業革命以前と比べて1.0℃~1.8℃上昇（最良推定値1.4℃）、中間のシナリオでは2.1℃~3.5℃（同2.7℃）、非常に多いシナリオでは3.3℃~5.7℃（同4.4℃）に上昇する可能性が高いと予測しています。

そうすると、世界では次のようなことが予想されます。

【地球温暖化による世界の影響予測】

- ① 海水の熱膨張や南極やグリーンランドの氷河が融けて、今世紀末には海面が最大101cm上昇します。
- ② 陸域の降水量が増え、年平均降水量が最大で13%増加します。
- ③ 降雨パターンが大きく変わり、内陸部では乾燥化が進み、熱帯地域では台風、ハリケーン、サイクロンといった熱帯性の低気圧が猛威を振るい、洪水や高潮などの被害が多くなります。
- ④ 現在絶滅の危機にさらされている生物は、ますます追い詰められ、さらに絶滅に近づきます。
- ⑤ マラリアなど熱帯性の感染症の発生範囲が広がります。
- ⑥ 気候の変化に加えて、病害虫の増加で穀物生産が大幅に減少し、世界的に深刻な食糧難を招く恐れがあります。

地球温暖化による気温や水温の上昇、降水量の変化などによって、自然の生態系も深刻な影響を受けます。しかし、目に見える変化は、気候が変化した後、数年、数十年、数百年と遅れて起こります。現在、大きな変化がないから大したことがないと思っていると、いずれ取り返しのつかない変化が生じることになるかもしれません。



報告書	年	表現
第1次報告書 First Assessment Report Climate Change 1990	1990年	「気温上昇を生じさせるだろう」 人為起源の温室効果ガスは気候変化を生じさせる恐れがある。
第2次報告書 Second Assessment Report Climate Change 1995	1995年	「影響が地球の気候に表れている」 識別可能な人為的影響が地球の気候に表れている。
第3次報告書 Third Assessment Report Climate Change 2001	2001年	「可能性が高い」(66%以上) 過去50年に観測された温暖化の大部分は、 温室効果ガスの濃度の増加によるものだった可能性が高い
第4次報告書 Fourth Assessment Report Climate Change 2007	2007年	「可能性が非常に高い」(90%以上) 20世紀半ば以降の温暖化のほとんどは、 人為起源の温室効果ガス濃度の増加による可能性が非常に高い。
第5次報告書 Fifth Assessment Report Climate Change 2013	2013年	「可能性がきわめて高い」(95%以上) 20世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、 人間活動の可能性が極めて高い。
第6次報告書 Sixth Assessment Report Climate Change 2021	2021年	「疑う余地がない」 人間の影響が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことは 疑う余地がない。

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

(3) 近年の温暖化への取組

1 世界の取組

平成 27 (2015) 年 12 月に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) では、産業革命前からの世界の気温上昇を 2°C未満に抑えるとともに、1.5°C未満に抑えるよう努力することを目的とし、すべての締約国の参加による 2020 年以降の地球温暖化対策の法的枠組みをまとめた「パリ協定」が採択され、平成 30 (2018) 年には国連気候変動枠組条約第 24 回締約国会議 (COP24) では、パリ協定の実施に向けたガイドラインが採択されました。

また、令和 3 (2021) 年に英国グラスゴーにて開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) では、「パリ協定」と「気候変動に関する国際連合枠組条約」の目標達成に向けた行動を加速させるため、「1.5°C目標」を実現するための努力を追求するという目標が明記された「グラスゴー気候合意」が採択され、すでに 1.1°C以上上昇してしまっている地球気温を、1.5°C目標を目指し、令和 32 (2050) 年までに世界の二酸化炭素排出量実質ゼロ (カーボンニュートラルとほぼ同義) に向けて動き出しています。

2 日本の取組

日本は平成 28 (2016) 年 5 月、地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。) に基づき、地球温暖化対策計画及び政府実行計画を閣議決定しました。地球温暖化対策計画は、我が国の地球温暖化対策に関する総合計画で、パリ協定等を踏まえ、長期的目標として「2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」としていましたが、令和 2 (2020) 年秋、令和 32 (2050) 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」、「脱炭素社会」を目指すことを宣言しました。

また、令和 3 (2021) 年には、気候変動サミットなどで、2050 年カーボンニュートラルに向け「温室効果ガスを 2030 年までに 2013 年度比で 46%削減する」という、新たな目標を表明し、また、あらゆる分野ででき得る限りの取組を進めていく中で 50%削減の高みにも挑戦していくと表明しました。

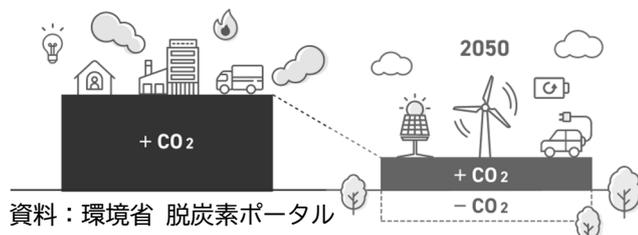
コラム

■カーボンニュートラル・ゼロカーボン

令和 2 (2020) 年 10 月、政府は令和 32 (2050) 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。



資料：環境省 脱炭素ポータル

3 埼玉県取組

埼玉県では平成 21（2009）年 2 月に策定した「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」に適応策を位置付けるとともに、同年 3 月に制定した埼玉県地球温暖化対策推進条例において、地球温暖化対策の定義及び県が実施する地球温暖化対策に適応を位置付けるなど、各自治体の中でも最も早い時期から適応策に取り組んできました。

平成 24（2012）年には地球温暖化対策推進委員会に「適応策専門部会」を設置し、適応策を検討するための庁内体制を整備しました。適応策専門部会における検討を経て、平成 28（2016）年に県の適応計画「地球温暖化への適応に向けて～取組の方向性～」を作成し、適応策を推進してきました。

また、平成 30（2018）年 12 月には気候変動適応法が施行され、埼玉県では「埼玉県気候変動適応センター」を設置し、県内の気候変更の実態やその影響、将来予測などの情報収集、分析を行い、県内自治体や事業者、県民に対して適応策に関する情報提供を行っています。

こうした中で、令和 2（2020）年 3 月に「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）」を策定し、「2030 年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 26%削減する。」ことを目標とするとともに、「地域気候変動適応計画」を内包することで、適応策に積極的に取り組むことが必要であるとしています。

4 ふじみ野市の取組

市では、平成 30（2018）年 3 月に「第 2 期ふじみ野市環境基本計画・前期行動計画」と併せて「ふじみ野市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

その中で、市内の温室効果ガスの状況を把握するとともに、「市の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出削減（事務事業編）」については、6 つの職員の重点取組項目を定め、全庁的に取り組むとともに、「市域全体の温室効果ガスの排出削減（区域施策編）」については市民、事業者に求められる取組を示し、啓発活動に努めました。

また、最も力を入れている対策・施策として「地球温暖化対策に係る国民運動の推進」を掲げ、環境学習等を通じ、地域住民に対して地球温暖化対策の実施について普及・啓発活動も実施しています。

令和 4（2022）年 10 月 1 日に行った「ふじみ野市ゼロカーボンシティ宣言」の趣旨に基づき、令和 32（2050）年までの二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた取組を推進するとともに、市民、事業者に対しても温室効果ガス削減に向けてのさらなる取組に関する周知啓発に努めます。

令和 5 年（2023）年度に、「令和 4 年度（第 2 次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用し、「ふじみ野市公共施設太陽光発電導入可能調査」を実施しました。調査結果を基に公共施設の新設・大規模改修等に太陽光発電設備の導入を検討します。

(4) 計画の位置付け及び策定方法

この計画は、地球温暖化対策推進法第 19 条に基づき「ふじみ野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「区域施策編」という。）を、同法第 21 条に基づき「ふじみ野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「事務事業編」という。）として、本市の地球温暖化対策の取組を定めたものです。

また、策定にあたっては「地球温暖化対策計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）及び次のマニュアルに基づき策定しました。

■ふじみ野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

※市域全体の温室効果ガスの排出の抑制のための計画

→地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（令和 4 年 3 月環境省）

■ふじみ野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

※市の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の抑制のための計画

→地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（令和 4 年 3 月環境省）

○地球温暖化対策推進法で位置付けられている「地方公共団体実行計画」

【地方公共団体実行計画（事務事業編）の概要】

地方公共団体実行計画（事務事業編）は、すべての地方公共団体に策定義務があり、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容等を定めるものです。

【地方公共団体実行計画（区域施策編）の概要】

地方公共団体実行計画（区域施策編）は、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市において策定義務があり、その他の地方公共団体での策定は努力義務となっており、地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成等について定めるものです。

(5) 対象とする範囲

1 事務事業の範囲

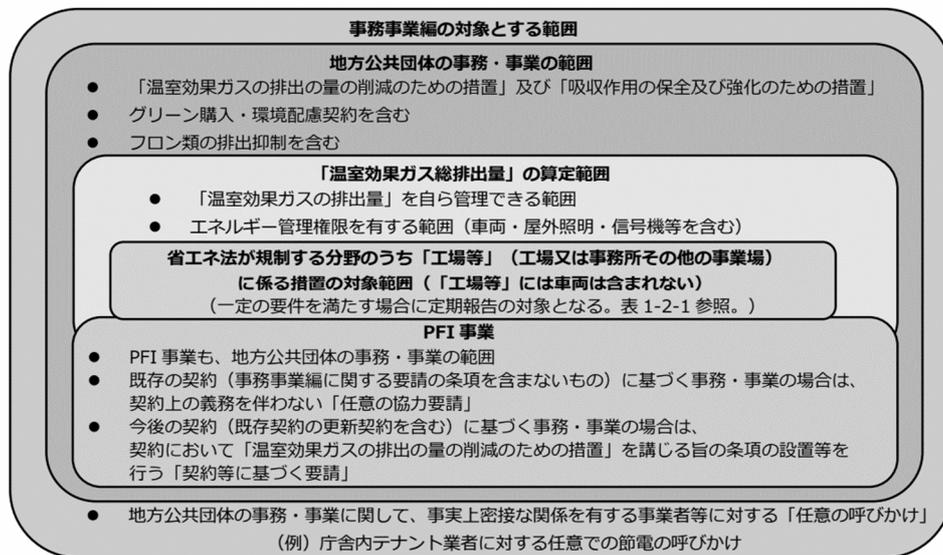
- ・対象事業：市が行うすべての事務事業
- ・対象施設：市所有施設（指定管理者等導入施設を含む）

2 組織施設等の範囲

対象とする組織施設等の範囲は、市の行政組織とし、その組織が管理している施設・車両等を含めて対象とします。また、指定管理者による管理施設等も対象施設に含みます。

なお、今後組織改編等があった場合は、計画の進行管理の中で必要に応じて対象組織施設等を見直すものとします。

事務事業編の対象範囲及び関連制度の対象範囲との関係



資料：地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（令和4年3月環境省）

(6) 計画期間

本計画の基準年度を平成 25（2013）年度とし、目標年度をそれぞれ次のとおり定めます。

平成 25（2013）年度を基準年度とする理由は、「地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）」及び「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル（令和 4 年 3 月環境省）」で示された基準年度であるため、本計画もそれに基づくものです。

目標区分	事務事業編	区域施策編
基準年度	平成 25（2013）年度	平成 25（2013）年度
目標年度	令和 12（2030）年度	令和 12（2030）年度
長期目標年度	令和 32（2050）年度	令和 32（2050）年度

(7) 対象となる温室効果ガス

1 温室効果ガスについて

地球温暖化対策推進法において、対象とする温室効果ガスは、次の7種類の物質ですが、事務事業編で「温室効果ガス総排出量」の算定対象とする温室効果ガスについては、「パーフルオロカーボン類」、「六フッ化硫黄」は発生量が非常に少ないこと、また、「三フッ化窒素」は国が定めた「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」の規定により除くため、残り4種類の物質とします。

また、区域施策編では、埼玉県環境科学国際センター提供のデータに基づくため、下記の7種類の温室効果ガスのうち、「二酸化炭素」、「メタン」及び「一酸化二窒素」を対象とします。

本計画で対象とする温室効果ガス

○:対象 ×:対象外

温室効果ガス	地球温暖化係数(※)	性質	用途、排出源	事務事業編	区域施策編
二酸化炭素(CO ₂)	1	代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼など。	○	○
メタン(CH ₄)	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よくもえる。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。	○	○
一酸化二窒素(N ₂ O)	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。	○	○
ハイドロフルオロカーボン(HFC _s)	1,430など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど。	○	×
パーフルオロカーボン(PFC _s)	7,390など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。	×	×
六フッ化硫黄(SF ₆)	22,800	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。	×	×
三フッ化窒素(NF ₃)	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。	×	×

資料：全国地球温暖化防止活動推進センター

※各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したものの

2 温室効果ガス排出の部門・分野

石油や石炭などから作られる電力や燃料などのエネルギーを消費したとき、二酸化炭素排出量が計上されます。このエネルギー起源二酸化炭素排出は、次のように分類されます。

また、本計画におけるエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスは、下記の排出源から算定されます。地球温暖化への影響はガスによって異なるため、比較が可能なように二酸化炭素排出量として計算されています。

温室効果ガス排出量算出区分

項目	部門	細部門	概要
エネルギー起源 CO ₂ による排出			
	産業部門	農林業部門	農林業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
		鉱業部門	鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
		建設業部門	建設業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
		製造業部門	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	家庭部門	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
	その他業務部門	その他業務部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
	運輸部門	自動車部門	自動車におけるエネルギー消費に伴う排出
		鉄道部門	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出
エネルギー起源 CO ₂ 以外の温室効果ガスによる排出			
			工業プロセス（セメント等）による排出（二酸化炭素）
			水田からの排出（メタン）
			一般廃棄物の焼却による排出（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）
			生活・商業排水処理からの排出（メタン、一酸化二窒素）

※運輸部門の自動車は、本市におけるすべての車両（産業部門や民生部門を含む）から発生する温室効果ガスの排出量となります。

(8) 温室効果ガスの排出量の算定方法

本市の温室効果ガス排出量の算出にあたっては、地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（令和4年3月環境省）に基づいており、温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）は、ガス別温室効果ガス排出量にガス別地球温暖化係数を乗じることにより算出し、活動量（燃料使用量や電気使用量、自動車走行量など）ごとのガス別温室効果ガス排出量は、活動量にガス排出係数を乗じることにより算出します。

なお、CO₂ 排出量については、排出係数が炭素換算値として与えられている為、44/12 を乗じて、二酸化炭素換算値への補正を行います。排出係数及び地球温暖化係数は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（令和4年6月24日一部改正）」に基づくものとします。

また、電力の使用に伴う排出量は、国が公表する電気事業者ごとの排出係数を用いて算定します。

第2節 温室効果ガス排出量の現状

(1) 温室効果ガス排出量の推移と現状（事務事業編）

ふじみ野市地球温暖化対策実行計画・事務事業編（平成30（2018）年3月策定（以下、「前計画」という。））における温室効果ガス排出量の推移は次のとおりです。

温室効果ガス排出量の推移（事務事業編）

年 度	目標値等 (t-CO ₂)	実績値等 (t-CO ₂)	基準値との比較 (%)
平成25年度（基準年度）	40,217（基準値）	40,217	100.0
平成29年度		34,597	86.0
平成30年度		35,328	87.8
令和元年度		31,438	78.2
令和2年度		34,166	85.0
令和3年度		32,159	80.0
令和4年度（目標年度）	31,771（前期目標値）		

※H28年の環境センター稼働により廃プラスチックの割合が大きく変わったため、H28年以前の数値は補正を行っています。

前計画の事務事業編は、平成25（2013）年度を基準として、令和4（2022）年度にマイナス21%削減を目標としました。

その結果、市庁舎及び公共施設から排出される温室効果ガスについては、平成29（2017）年度に14%の減少となり、それ以降基準値からは減っている中で増減を繰り返しています。

前計画にあるように、平成28（2016）年度の「ふじみ野市・三芳町環境センター」の稼働によって同センターに持ち込まれる廃プラスチックの焼却量が大幅に上昇したことにより、廃プラスチックによる温室効果ガス排出量への影響は大きく、全体の排出量に対する廃プラスチックの焼却が占める割合は、平成28（2016）年度までは60%台を推移していましたが、平成30（2018）年度には71.1%となり、令和3（2021）年度には70.9%となっています。

また、廃プラスチックの焼却を除いた場合の温室効果ガス排出量を算出すると下記のとおりとなり、こちらは平成25（2013）年度以降減少傾向となっており、すべての年度で基準年度の数値を下回っています。

これらのことから、全体的に温室効果ガス排出量は減っている中で、廃プラスチックの焼却を除いた各項目でも温室効果ガス削減に努めており、依然としてごみ全体に対する廃プラスチックの焼却量の割合が多いことが結果に大きく影響している状況です。

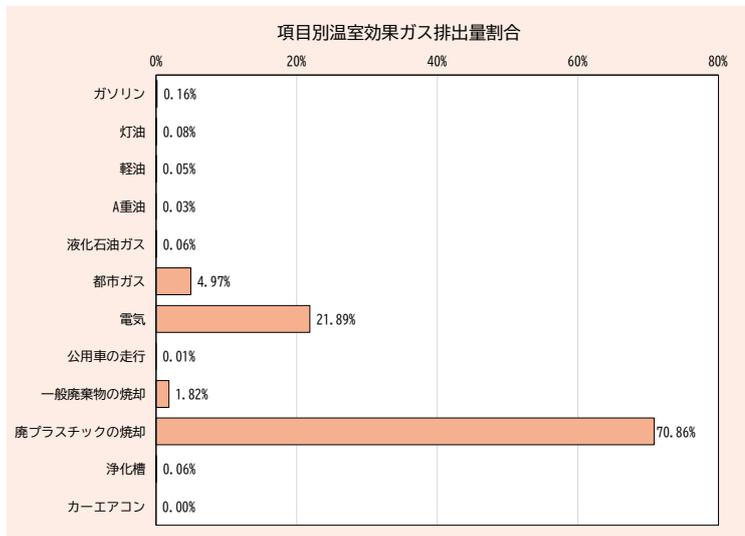
温室効果ガス排出量の推移（事務事業編） ※廃プラスチックを除いた場合

年 度	実績値等 (t-CO ₂)	基準値との比較 (%)
平成25年度（基準年度）	12,066	100.0
平成29年度	10,484	86.9
平成30年度	10,220	84.7
令和元年度	9,402	77.9
令和2年度	9,397	77.9
令和3年度	9,371	77.7

令和3（2021）年度温室効果ガス排出量の項目別及び所属別割合は次のとおりです。

約7割が廃プラスチックの焼却による温室効果ガスの排出となっており、温室効果ガス排出量に大きく影響していることが分かります。また、その他約2割が電気による排出となっています。

項目別	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	割合
ガソリン	52.5	0.16%
灯油	27.1	0.08%
軽油	15.0	0.05%
A重油	10.8	0.03%
液化石油ガス	18.9	0.06%
都市ガス	1,599.4	4.97%
電気	7,040.3	21.89%
公用車の走行（ガソリン）	2.4	0.01%
公用車の走行（軽油）	0.0	0.00%
一般廃棄物の焼却	584.9	1.82%
廃プラスチックの焼却	22,788.2	70.86%
浄化槽	18.2	0.06%
カーエアコン	1.4	0.00%
合計	32,159.1	100.00%



※端数処理により数値が合わない箇所があります

主な項目別使用量等の推移は次のとおりです。

ガソリン、灯油、軽油、液化石油ガス（LPG）、電気の使用量及び一般廃棄物の焼却量、廃プラスチックの焼却量は概ね減少傾向となっています。令和3（2021）年度における平成25（2013）年度比の減少率は、ガソリンが55.4%減、灯油が88.4%減、軽油が54.4%減、液化石油ガス（LPG）が61.4%減、電気の使用量が25.7%減、一般廃棄物の焼却量が14.8%減、廃プラスチックの焼却量が19.1%減となっています。

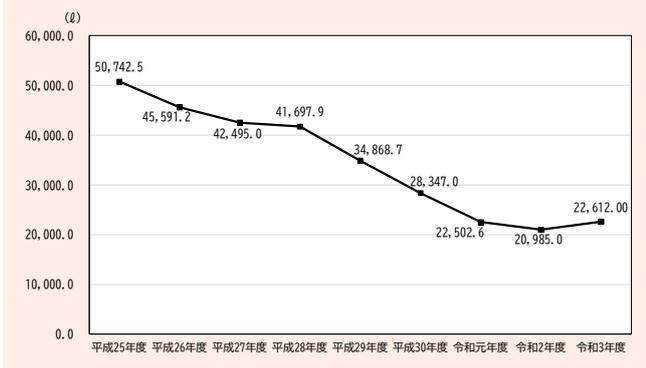
一方で、令和3（2021）年度の温室効果ガス排出量合計のうち廃プラスチックの焼却による排出量が占める割合は70.9%となっており、依然として高い割合を占めています。

各項目別使用量の推移

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ガソリン (ℓ)	50,742.5	45,591.2	42,495.0	41,697.9	34,868.7	28,347.0	22,502.6	20,985.0	22,612.00
灯油 (ℓ)	93,808.0	68,327.0	52,508.0	32,209.0	19,170.0	11,420.0	13,560.4	18,485.6	10,876.00
軽油 (ℓ)	12,775.0	2,917.0	3,456.0	2,867.0	3,813.6	3,714.6	5,680.0	4,140.0	5,821.70
A重油 (ℓ)	128,500.0	6,108.0	101,692.0	6,000.0	0.0	0.0	10,000.0	6,000.0	4,000.00
液化石油ガス【LPG】(kg)	16,306.0	16,333.4	13,210.0	9,024.6	8,677.1	8,623.7	8,782.7	6,997.7	6,286.90
都市ガス (m ³)	495,394.0	609,812.0	614,998.0	922,705.0	799,079.0	779,906.0	747,837.0	714,956.0	717,215.80
電気 (Kwh)	17,062,114.0	17,912,919.6	18,084,985.0	17,691,615.0	14,323,776.2	14,012,508.9	12,616,309.3	12,673,471.0	12,685,173.50
公用車の走行(ガソリン) (km)	286,138.0	627,967.0	381,828.0	440,202.0	342,240.0	339,039.0	295,147.0	268,346.0	268,541.00
公用車の走行(軽油) (km)	17,314.0	4,826.0	6,320.0	12,997.0	16,975.0	18,033.0	20,556.0	20,826.0	20,587.00
一般廃棄物の焼却 (湿t)	40,587.2	39,746.7	39,817.6	34,993.5	34,260.8	32,851.7	33,157.1	35,585.3	34,566.40
廃プラスチックの焼却 (乾t)	10,163.0	9,952.6	9,970.3	8,762.4	8,705.0	9,064.4	7,955.1	8,941.9	8,226.80
浄化槽 (人)	892.7	849.0	169.0	451.0	157.0	625.3	600.0	955.0	841.7
カーエアコン使用台数 (台)	107.0	107.0	108.0	108.0	103.0	106.0	102.0	98.0	99.0
温室効果ガス排出量合計 (t-CO ₂)	40,217.4	39,917.2	40,262.2	36,983.3	34,596.6	35,328.1	31,437.5	34,166.4	32,159.1
上記うち廃プラ (t-CO ₂)	28,151.6	27,568.6	27,617.8	24,271.8	24,112.9	25,108.4	22,035.6	24,769.1	22,788.2

※H28年の環境センター稼働により廃プラスチックの割合が大きく変わったため、H28年以前の数値は補正を行っています。

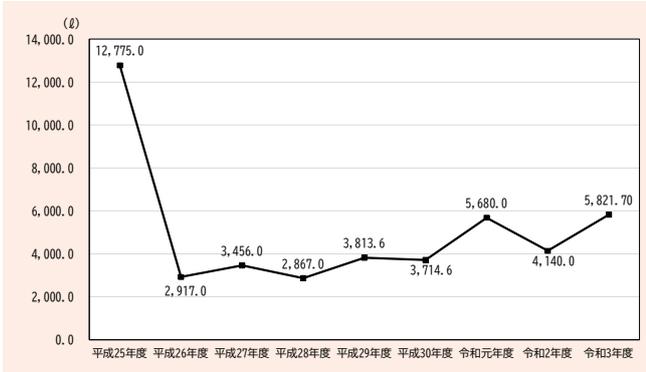
ガソリン



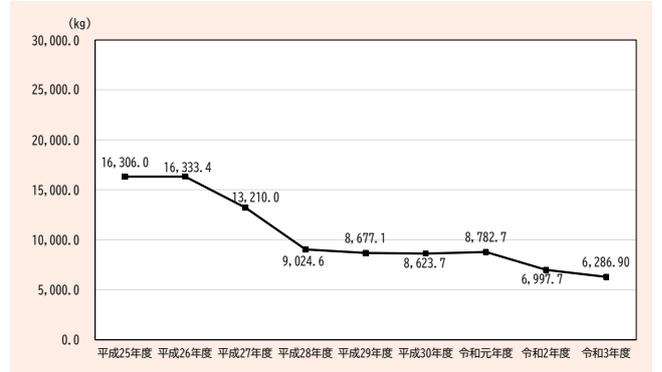
灯油



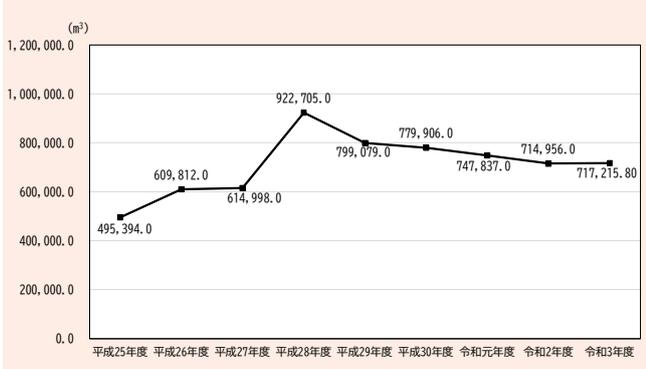
軽油



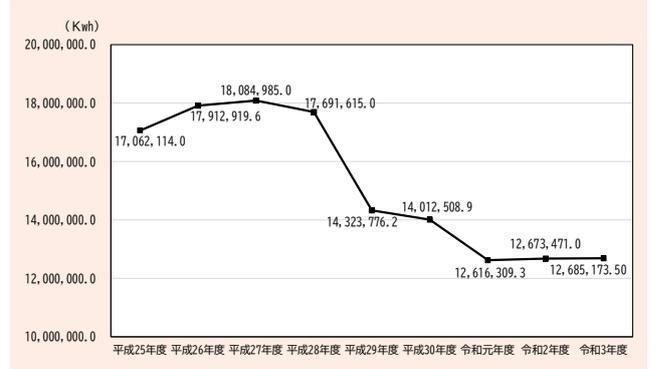
液化石油ガス (LPG)



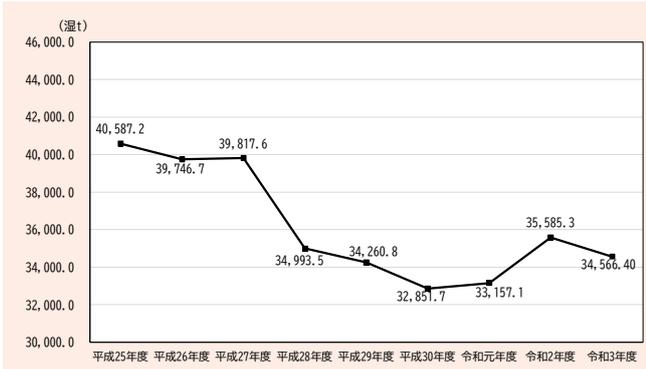
都市ガス



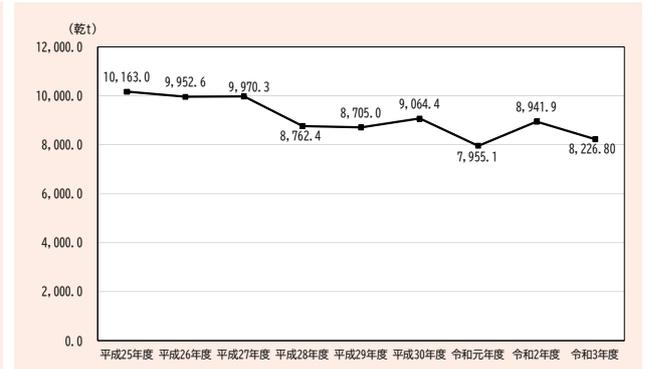
電気



一般廃棄物の焼却量

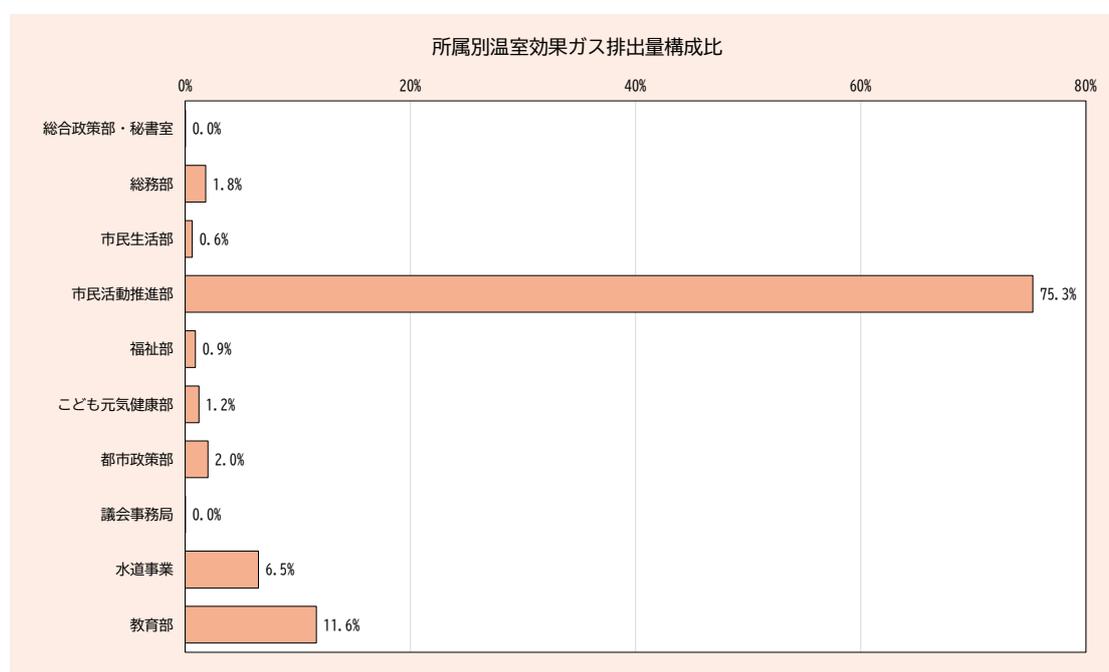


廃プラスチックの焼却量



所属別温室効果ガス排出量（令和3年度）

部 名	排出量 (t-CO ₂)	構成比	主な要因
総合政策部・秘書室	0.1	0.0%	庁用車の走行等
総務部	581.4	1.8%	庁舎、庁用車の走行等
市民生活部	201.2	0.6%	大井総合支所、出張所
市民活動推進部	24,214.8	75.3%	大井総合体育館等のスポーツ施設、市民交流プラザ等のコミュニティ施設、環境センターでの廃棄物焼却等
福祉部	289.6	0.9%	大井総合福祉センター等
こども元気健康部	387.8	1.2%	保育所、放課後児童クラブ、保健センター等
都市政策部	647.9	2.0%	公園、街路灯、運動公園等
議会事務局	0.2	0.0%	庁用車の走行等
水道事業	2,090.6	6.5%	浄水場等
教育部	3,745.5	11.6%	小中学校、給食センター、公民館
合計	32,159.1	100.0%	



※市民活動推進部の数値が高いのは、主にもやすごみの中の廃プラスチックの焼却によるものです。

(2) 温室効果ガス排出量の推移と現状（区域施策編）

本市の区域から排出される温室効果ガス排出量の推移については、表のとおりです。

ふじみ野市の部門別温室効果ガス排出量の推移

(t-CO₂)

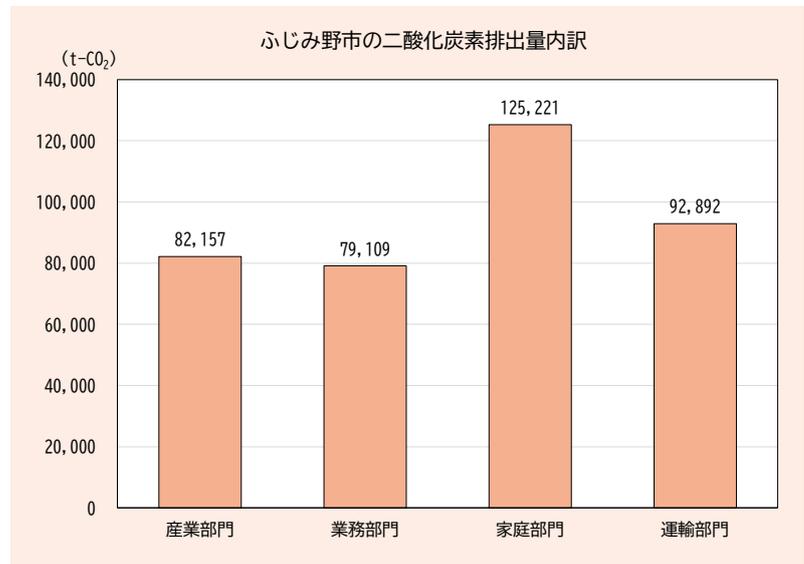
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
産業部門	121,412	93,502	91,437	135,197	95,420	104,637	102,158	110,585	93,136	86,587	88,220	82,157
農林業	1,762	1,848	1,848	1,265	1,511	1,852	2,663	2,829	2,961	2,736	2,371	2,391
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	4,509	2,506	2,883	5,828	6,481	4,981	4,562	5,921	4,043	3,366	3,248	2,904
製造業	115,141	89,148	86,707	128,104	87,428	97,803	94,934	101,835	86,132	80,485	82,601	76,863
業務部門	90,870	85,208	82,538	98,837	102,796	100,600	94,245	101,338	91,696	88,405	85,574	79,109
家庭部門	137,701	129,618	143,219	155,457	168,892	171,989	152,418	153,220	136,443	149,943	143,053	125,221
運輸部門	105,180	104,871	105,073	104,535	104,357	102,270	98,824	99,250	98,368	97,352	95,452	92,892
自動車	99,262	99,153	99,089	97,613	96,722	94,439	91,268	91,845	91,160	90,382	89,001	86,624
鉄道	5,918	5,718	5,984	6,922	7,635	7,831	7,556	7,405	7,208	6,970	6,451	6,268
エネルギー起源以外	9,507	9,317	9,303	9,969	10,266	10,147	10,930	10,623	10,438	10,073	10,161	10,094
工業プロセス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水田	268	268	272	276	260	256	248	240	240	244	240	236
一般廃棄物の焼却	9,067	8,881	8,847	9,511	9,819	9,682	10,488	10,180	9,987	9,587	9,715	9,673
生活・商業排水処理	172	168	184	182	187	210	195	202	211	242	206	185
合計	464,670	422,517	431,570	503,994	481,732	489,643	458,575	475,016	430,080	432,359	422,461	389,474

※端数処理により合計数が合わない場合があります。

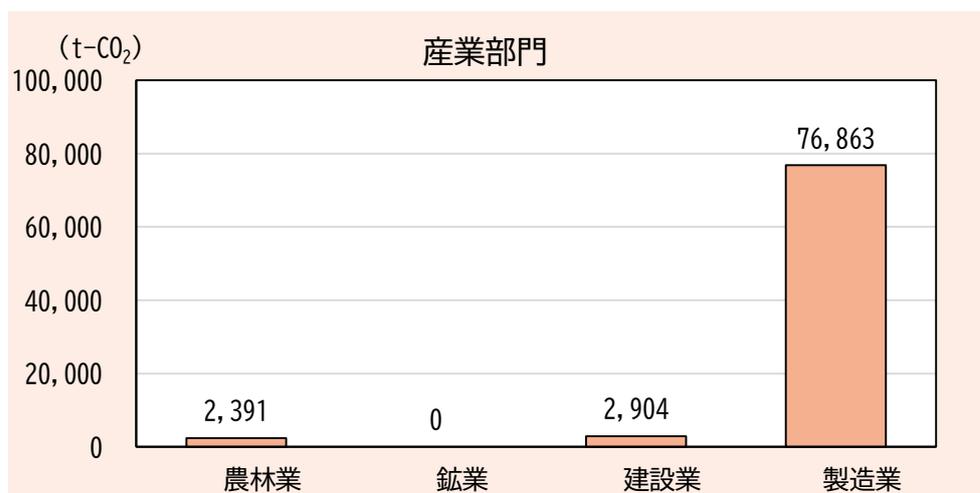
資料：埼玉県環境科学国際センター提供

令和元（2019）年度の部門別排出量状況は、家庭部門が125,221t-CO₂で全体の32.2%を占めており最も高くなっています。次いで、運輸部門が92,892t-CO₂で23.9%、産業部門が82,157t-CO₂で21.1%、業務部門が79,109t-CO₂で20.3%となっています。

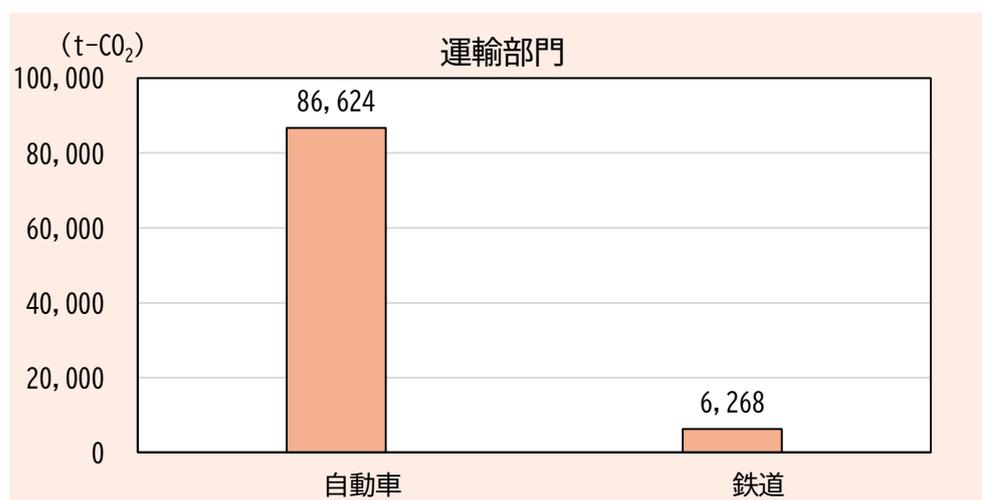
部門	令和元年度 (t-CO ₂)	構成比
産業部門	82,157	21.1%
農林業	2,391	0.6%
鉱業	0	0.0%
建設業	2,904	0.7%
製造業	76,863	19.7%
業務部門	79,109	20.3%
家庭部門	125,221	32.2%
運輸部門	92,892	23.9%
自動車	86,624	22.2%
鉄道	6,268	1.6%
エネルギー起源以外	10,094	2.6%
工業プロセス	0	0.0%
水田	236	0.1%
一般廃棄物の焼却	9,673	2.5%
生活・商業排水処理	185	0.0%
合計	389,474	100.0%



産業部門、運輸部門を細かくみると次のとおりとなっています。



産業部門については、製造業が高くなっており約9割を占めています。



運輸部門については、自動車が高くなっており約9割を占めています。

第3節 温室効果ガス排出量の内訳

(1) 事務事業編の内訳

事務事業編の温室効果ガス排出量は、基準年度である平成 25 (2013) 年度の排出量と、令和 3 (2021) 年度の排出量を算出します。

温室効果ガス排出量（事務事業編）

算出年度	排出量 (t-CO ₂)
平成 25 (2013) 年度	40,217
令和 3 (2021) 年度	32,159

【項目ごとの詳細排出量 CO₂ (二酸化炭素)、CH₄ (メタン)、N₂O (一酸化二窒素)】

項目	単位	使用量	CO ₂ 係数	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	CO ₂ 係数	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	N ₂ O係数	N ₂ O排出量 (t-N ₂ O)	HFC係数	HFC排出量 (t-HFC)
ガソリン (ℓ)	L	22,612.0	0.00232	52.46	-	-	-	-	-	-
灯油 (ℓ)	L	10,876.0	0.00249	27.08	-	-	-	-	-	-
軽油 (ℓ)	L	5,821.7	0.00258	15.02	-	-	-	-	-	-
A重油 (ℓ)	L	4,000.0	0.00271	10.84	-	-	-	-	-	-
液化石油ガス【LPG】 (kg)	kg	6,286.9	0.003	18.86	-	-	-	-	-	-
都市ガス (m ³)	m ³	717,215.8	0.00223	1,599.39	-	-	-	-	-	-
電気 (Kwh)	kwh	12,685,173.5	0.000555	7,040.27	-	-	-	-	-	-
公用車の走行(ガソリン) (km)	km	268,541.0	-	-	0.00000001	0.00269	0.000000029	0.00779	-	-
公用車の走行(軽油) (km)	km	20,587.0	-	-	0.000000002	0.00004	0.000000007	0.00014	-	-
一般廃棄物の焼却(湿t)	湿t	34,566.4	-	-	0.000000095	0.03284	0.0000567	1.95991	-	-
廃プラスチックの焼却(乾t)	乾t	8,226.8	2.770	22,788.24	-	-	-	-	-	-
浄化槽 (人)	人	841.7	-	-	0.00059	0.49660	0.000023	0.01936	-	-
カーエアコン使用台数	台	99.0	-	-	-	-	-	-	0.00001	0.001
合計		-	-	31,552.16	-	0.53	-	1.99	-	0.001

【二酸化炭素換算】

物質名	単位	排出量	地球温暖化係数	二酸化炭素換算排出量 (t-CO ₂)
CO ₂ (二酸化炭素)	t-CO ₂	31,552.16	1	31,552.2
CH ₄ (メタン)	t-CO ₄	0.53	25	13.3
N ₂ O (一酸化二窒素)	t-N ₂ O	1.99	298	592.2
HFC (ハイドロフルオロカーボン)	t-HFC	0.001	1,430	1.4
合計	t-CO ₂	-	-	32,159.1

※地球温暖化係数：地球温暖化係数とは、温室効果ガスそれぞれの温室効果の程度を示す値です。

(2) 区域施策編の内訳

令和元（2019）年度の区域施策編の温室効果ガス排出量は、次のとおりです。

1 エネルギー起源 CO₂ 排出量の内訳 (t-CO₂)

部門	細部門	排出量	構成比
産業部門	農林業	2,391.0	0.6%
	鉱業	0.0	0.0%
	建設業	2,903.6	0.8%
	製造業	76,862.9	20.3%
計		82,157.5	
家庭部門		125,221.3	33.0%
業務その他部門		79,109.1	20.9%
運輸部門	自動車	86,623.9	22.8%
	鉄道	6,268.3	1.7%
計		92,892.2	
合計排出量		379,380.1	100.0%

※端数処理により合計と割合が合わない場合があります。

資料：埼玉県環境科学国際センター提供

2 エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガス排出量の内訳 (t-CO₂)

項目	排出量	構成比
工業プロセス（セメント等）による排出	0.0	0.0%
水田からの排出	236.0	2.3%
一般廃棄物の焼却による排出	9,672.7	95.9%
生活・商業排水処理からの排出	185.1	1.8%
合計排出量	10,093.8	

※端数処理により合計と割合が合わない場合があります。

資料：埼玉県環境科学国際センター提供

エネルギー起源 CO ₂		エネルギー起源 CO ₂ 以外		合計
排出量		排出量		
379,380.1	+	10,093.8	=	389,473.9 t-CO ₂

【 本市の温室効果ガス排出量 】

令和元（2019）年度温室効果ガス排出量 389,473.9 t-CO ₂	エネルギー起源	379,380.1 t-CO ₂
	エネルギー起源以外	10,093.8 t-CO ₂

※端数処理により合計数が合わない場合があります。

資料：埼玉県環境科学国際センター提供

第4節 温室効果ガス排出量の比較

(1) 事務事業編の比較

基準年度である平成 25（2013）年度の温室効果ガス排出量と、最新データである令和 3（2021）年度の温室効果ガス排出量を比較すると次のとおりです。

(t-CO₂)

	平成 25 年度値	令和 3 年度値	増 減
総排出量	40,217	32,159	△8,058
ガソリン	118	53	△65
灯油	234	27	△207
軽油	33	15	△18
A 重油	348	11	△337
液化石油ガス（LPG）	49	19	△30
都市ガス	1,105	1,599	+494
電気	9,469	7,040	△2,429
一般廃棄物の焼却	687	585	△102
廃プラスチックの焼却	28,152	22,788	△5,364
公用車の走行	3	2	△1
浄化槽	19	18	△1
カーエアコンの使用	1	1	0

※端数処理により合計と割合が合わない場合があります。

上記のとおり、令和 3（2021）年度の総排出量は平成 25（2013）年度と比較して 8,058t-CO₂の減少となっています。

項目別にみると、平成 25（2013）年度に比べて、電気の使用、廃プラスチックの焼却による温室効果ガス排出量が大きく減少している一方で、都市ガスによる温室効果ガス排出量が増えています。これは、減少については、電気の LED 化や、こまめな消灯をしたこと、また、ごみの分別の徹底による廃プラスチック焼却量の削減に起因しているものと考えられ、増加については、市内各学校においてガス式のエアコンを導入したこと、平成 28（2016）年に開設した「なの花学校給食センター」で都市ガスを燃料とするボイラーを使用していることなどが原因と考えられます。

総排出量の減少量内訳をみると、減少分のうち電気が占める割合が 30.1%、廃プラスチックの焼却分が 66.6%となっており、廃プラスチックの焼却量の減少が総排出量の減少に大きく影響しているといえます。

また、前計画の削減目標は、令和 4(2022)年度までに平成 25(2013)年度比でマイナス 21%(31,771t-CO₂) という短期目標を設定していました。この目標に対し、令和 3(2021)年度値は 32,159t-CO₂となっており、すでにマイナス 20.0%となっていることから来年度には目標を達成できる見込みとなっています。

	前計画目標値 (t-CO ₂)	令和 3 年度値 (t-CO ₂)	削減割合	達成
事務事業編	31,771	32,159	20.0%	○(見込み)

(2) 区域施策編の比較

1 基準年度との比較

本計画の基準年である平成 25（2013）年度における国、埼玉県、ふじみ野市の温室効果ガス排出量は以下のとおりです。（エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスは国、埼玉県、市で算定方法が異なるため、エネルギー起源二酸化炭素のみ比較。）

平成25年度 (2013年度)	国		埼玉県		ふじみ野市	
	排出量 (千t-CO ₂)	構成比	排出量 (千t-CO ₂)	構成比	排出量 (千t-CO ₂)	構成比
全体値	1,133,000	100.0%	41,015	100.0%	479	100.0%
産業部門	463,000	40.9%	9,976	24.3%	105	21.9%
業務その他部門	238,000	21.0%	10,221	24.9%	101	21.1%
家庭部門	208,000	18.4%	11,159	27.2%	172	35.9%
運輸部門	224,000	19.8%	9,659	23.5%	102	21.3%

※端数処理により合計と割合が合わない場合があります。

資料：(国データ) 地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定）

資料：(埼玉県・ふじみ野市データ) 埼玉県環境科学国際センター提供

基準年度である平成 25（2013）年度温室効果ガス排出量と、令和元（2019）年度の温室効果ガス排出量を比較すると次のとおりです。前計画の短期目標である令和 4（2022）年度までに、平成 25（2013）年度比でマイナス 14%という目標に対し、令和元（2019）年度ですでにマイナス 20.5%となっており、目標達成しているといえます。

(t-CO₂)

		平成 25 年度値	令和元年度値	増 減
エネルギー起源		479,495	379,380	△100,115
産業部門	農林業	1,852	2,391	+539
	鉱業	0	0	0
	建設業	4,981	2,904	△2,077
	製造業	97,803	76,863	△20,940
民生部門	民生業務	100,600	79,109	△21,491
	民生家庭	171,989	125,221	△46,768
運輸部門	自動車	94,439	86,624	△7,815
	鉄道	7,831	6,268	△1,563
エネルギー起源以外		10,147	10,093	△54
工業プロセスによる排出		0	0	0
水田からの排出		256	236	△20
一般廃棄物の焼却による排出		9,682	9,673	△9
生活・商業排水処理からの排出		210	185	△25
合計		489,643	389,474	△100,169

※端数処理により合計と割合が合わない場合があります。

資料：埼玉県環境科学国際センター提供

エネルギー起源では、建設業、製造業からの排出は減少しましたが、農林業は増加しました。その他、民生部門、運輸部門ともに減少しており、引き続き各家庭や企業において省エネについての啓発等を行い、排出量を減らしていく取組が継続的に必要です。

エネルギー起源以外では、全体的に減少していますが、廃棄物の焼却によって排出量が大きく影響を受けることから、引き続きごみの分別の徹底及び発生抑制に努めます。

また、前計画の区域施策編における削減目標は、令和4（2022）年度までに平成25（2013）年度比でマイナス14%（453,317t-CO₂）という短期目標を設定していました。この目標に対し令和元（2019）年度値は389,474t-CO₂となっています。すでにマイナス14.1%となっていますので目標達成しています。

	前計画目標値 (t-CO ₂)	令和元年度値 (t-CO ₂)	削減割合	達成
区域施策編	453,317	389,474	14.1%	○

2 埼玉県との比較

埼玉県との比較では、埼玉県と本市における人口一人当たりの温室効果ガス排出量は次のとおりとなり、埼玉県は一人当たり5.36t-CO₂に対して、本市は3.41t-CO₂となっており、一人当たりの排出量が少ない市町村の県内順位は、埼玉県内全63市町村のうち3位（少ない方が上位）となっています。

また、令和元（2019）年度埼玉県内の総人口が7,377,288人に対し、本市の人口は114,292人であり、県内全63市町村のうち人口順位は19位となっています。

こうしたことから、人口数に対する排出量は少なく、人口一人当たりの温室効果ガス排出量の県内順位は3位、人口は19位となり、県内でも排出量の少ない市と言えます。引き続き継続的に温室効果ガス排出量削減へ努めます。

人口一人当たり温室効果ガス排出量

令和元年度 (2019年度)	総排出量 (t-CO ₂)	人口 (人)	一人当たり排出量 (t-CO ₂ /人)	一人当たり排出量 県内順位
埼玉県	39,569,000.0	7,377,288	5.36	-
ふじみ野市	389,473.9	114,292	3.41	3位/63市町村

資料：埼玉県統計年鑑、埼玉県環境科学国際センター提供

3 県内他市町村との比較

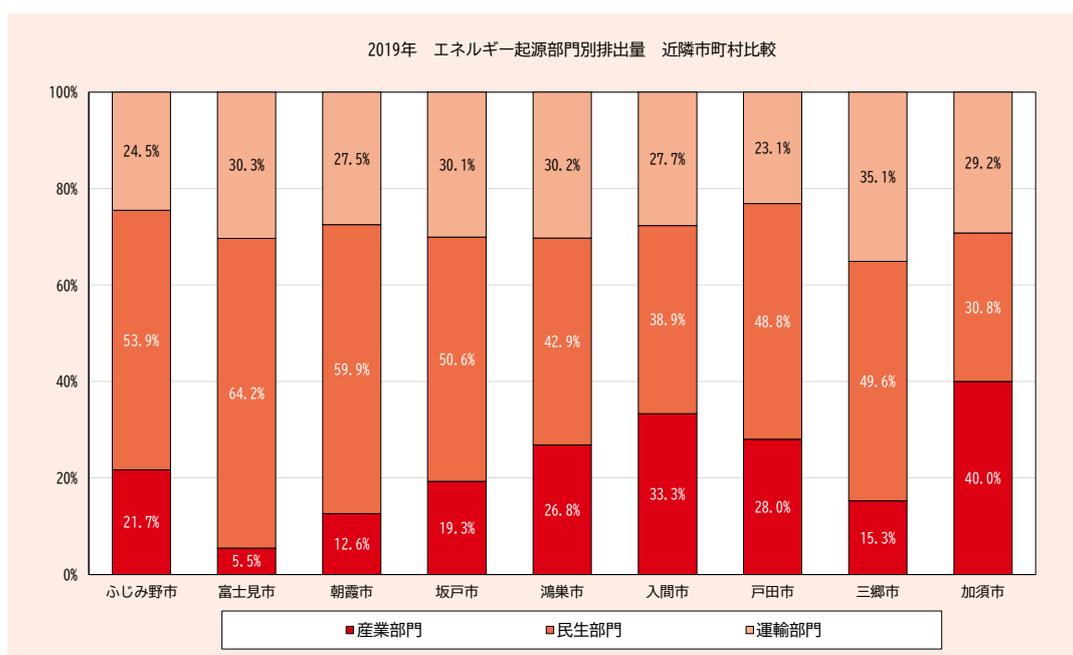
埼玉県内他市町村との比較では、本市と同規模レベル（人口が10万人以上15万人未満かつ、第2次産業及び第3次産業就業者の人口比が95%以上、第3次産業就業者の人口比65%以上）の9自治体と比較をしました。

(t-CO₂)

2019年		ふじみ野市	富士見市	朝霞市	坂戸市	鴻巣市	入間市	戸田市	三郷市	加須市
エネルギー起源		379,380	318,884	481,850	395,238	465,926	703,493	737,919	594,350	662,980
産業部門	農林業	2,390	2,077	1,063	1,937	9,323	3,674	4,185	3,483	16,663
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	92
	建設業	2,904	3,547	6,066	4,036	3,400	3,896	7,155	5,594	3,798
	製造業	76,863	11,814	53,700	70,201	112,328	226,971	195,587	81,597	244,595
民生部門	業務	79,109	68,654	118,701	86,432	81,275	118,583	195,342	141,442	99,197
	家庭	125,221	136,127	169,770	113,563	118,736	155,376	165,092	153,627	104,908
運輸部門	自動車	86,624	90,547	124,645	113,421	134,335	186,827	162,675	200,735	187,557
	鉄道	6,268	6,118	7,906	5,468	6,529	8,166	7,883	7,872	6,170
非エネルギー起源		10,093	10,570	11,215	11,434	19,006	14,507	14,942	17,620	31,264
工業プロセス		0	0	0	0	0	0	0	0	0
水田		236	1,296	24	2,348	7,800	0	0	548	18,600
一般廃棄物の焼却		9,673	9,227	11,127	8,272	10,576	13,974	14,524	16,422	11,021
生活・商業排水処理		185	47	64	814	630	533	417	651	1,642
合計		389,473	329,454	493,065	406,672	484,932	718,000	752,861	611,970	694,244

※端数処理により合計と割合が合わない場合があります。

資料：埼玉県環境科学国際センター提供



第5節 ふじみ野市の温室効果ガス削減目標値の設定

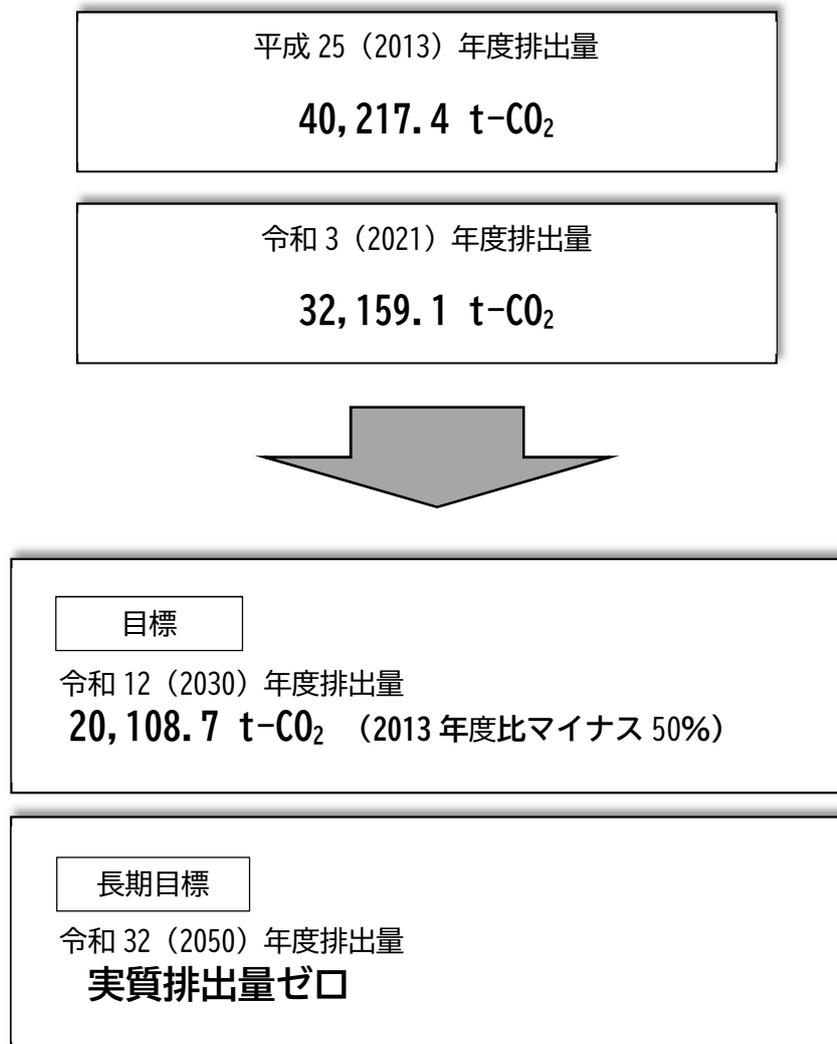
(1) 事務事業編における削減目標

1 目標設定の考え方

事務事業編において、一般廃棄物中の廃プラスチックの焼却による温室効果ガス排出量への影響が非常に大きく、全排出量のうち廃プラスチックの焼却が占める割合は平成 29（2017）年度以降 70%を超えています。

こうした中で、廃プラスチックの焼却量の削減を重点課題とし、目標値については、国が「令和 12 年までに 2013 年度比 46%削減、さらに 50%の高みを目指す」こととしていることから、マイナス 50%を目標として設定し、長期目標については、「ふじみ野市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、令和 32（2050）年度までに実質排出量ゼロを目標とします。

2 削減目標



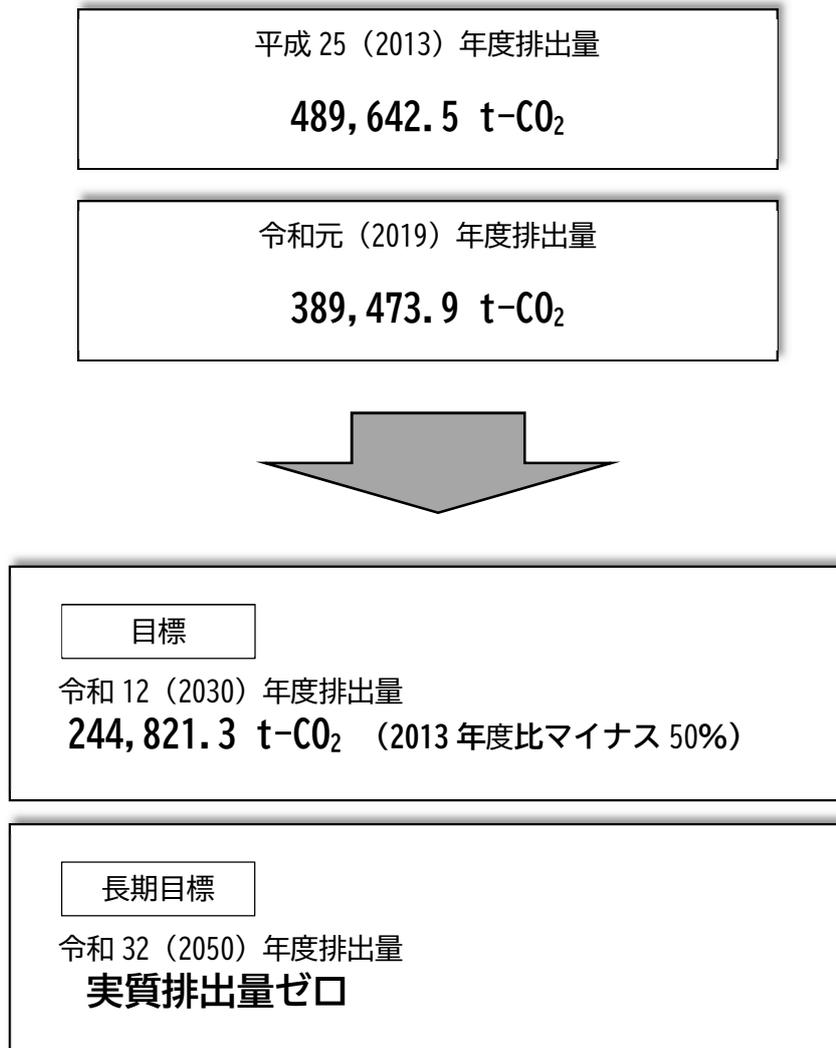
(2) 区域施策編における削減目標

1 目標設定の考え方

国は、COP21で採択された「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」を策定し、長期的目標として「2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」としていましたが、令和2(2020)年秋、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」、「脱炭素社会」を目指すことを宣言し、さらに令和3(2021)年には、気候変動サミットなどで、2050年カーボンニュートラルに向け「温室効果ガスを2030年までに2013年度比で46%削減する、さらに50%の高みを目指す」という、新たな目標を表明しました。こうした中、埼玉県でも、令和4(2022)年2月に「埼玉県環境基本計画」を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標を修正しました。地球温暖化対策は、国や県と連携することで相乗効果が期待できることから、本市域から排出される温室効果ガス排出量の削減目標として、平成25(2013)年度比でマイナス50%としました。

また、長期目標については、「ふじみ野市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、令和32(2050)年度までに実質排出量ゼロを目標とします。

2 削減目標



第6節 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

(1) 事務事業編における取組

地球温暖化対策に関する施策は、庁内の関係各課と連携を図りながら、効率的に推進していきます。また、さまざまな施策や広報などによる情報提供を通して、市民や事業者の取組が円滑に進むよう支援を行います。

市では、職員一人ひとりが省エネルギーを心がけ、電力及び化石燃料等の使用抑制を図り、例えば、物品などは購入から使用中、廃棄に至るそれぞれの段階で温室効果ガスの排出抑制を意識し実行していくことが大切です。市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、以下の取組を進め、温室効果ガスの削減を目指します。

職員の重点取組項目

削減項目	具体的な取組内容
① 施設等におけるエネルギーの削減	<ul style="list-style-type: none"> ・クールビズやウォームビズなどを励行し、空調温度の適正化を図ります。(冷房時：28℃以上、暖房時：20℃以下) ・照明については、勤務時間前後や昼休みなど必要な照明以外の消灯に努めます。また、窓際などは自然光を取り入れ、業務に支障のない範囲で消灯します。 ・パソコンやプリンタなどのOA機器は、昼休みや長時間使用しない時には電源を切るなど待機電力の削減に努めます。また、退庁時には可能な範囲でOA機器をコンセントから抜くなど待機電力を削減します。 ・職員はエレベーターの使用を原則禁止とします。
② 公用車使用における環境負荷軽減(ガソリン・軽油の使用量の削減、走行距離の短縮)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用を推進し、公用車の利用抑制に努めます。 ・公用車の使用にあたっては、アイドリングストップに努め、エコドライブを推進します。(急発進、急加速等の防止) ・近距離の外出、出張の場合は、自転車などを活用し、公用車の利用抑制に努めます。 ・シェアサイクルの活用を推進します。
③ グリーン購入対策	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入指針に基づいた製品調達を推進します。
④ ごみ排出抑制、リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチックの焼却量を減らすため、市民に対してごみの分別の徹底を呼びかけるとともに、職員が率先して分別や減量化、資源化に努めます。 ・再生利用や長期使用が可能な製品を購入するなど、廃棄物の発生を抑制し、また、廃棄時の方法まで考慮し製品を選びます。 ・コピー等は両面印刷を徹底し、用紙類の使用削減に努め、印刷ミスした用紙類は、裏面を再利用します。また、封筒の再利用に努めます。

削減項目	具体的な取組内容
⑤ 市有施設等の建設、施設・設備の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光やバイオマスなどを活用した再生可能エネルギーの導入に努めます。 ・ 空調設備などの設置については、エネルギー効率の高い機器の導入に努めます。 ・ 照明設備については、点灯時間等を考慮しながら、LED 照明など消費電力の少ない設備の導入を推進します。また、個別電源への切替え等に努めます。 ・ 既設の建物の建替え時には、省エネルギー型の建築等を取り入れ、エネルギー使用の削減に向けた設計に努めます。 ・ 施設の壁面や敷地への植栽、緑のカーテンなどを設置し、周辺の緑化を推進します。 ・ 節水を励行し、水道使用量の削減に努めます。トイレ等の雑用水や周辺緑化の水やりには雨水の活用ができるよう雨水貯留槽などの設置に努め、雨水の有効利用の推進に努めます。
⑥ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地の保全や市街地の緑化など、温室効果ガスの吸収源の確保に努めます。 ・ 市民、事業者が緑の保全などヒートアイランド現象の抑制に対し、貢献、推進できるよう啓発します。 ・ 地球温暖化に対する仕組みや影響を周知し、抑制に貢献できる取組を普及啓発します。 ・ 緑の役割、効用について周知し、市民の草花や緑などに対する創出意欲の高揚を図ります。また、建築物の壁面、敷地などにおいて緑のカーテンなどの緑化を推進します。 ・ 自転車や公共交通機関の利用に関する普及啓発を推進します。

(2) 区域施策編における取組

私たちの生活や仕事では、効率化や利便性の向上などとともに電気、ガス、灯油、自動車燃料などのエネルギーを大量に使用しています。現在のライフスタイルやビジネススタイルにおける IT 化の進展や冷暖房の普及によって、活動時間の深夜化、ビジネスの 24 時間化など、近年大きく変化し、環境への負荷増大等が懸念されています。

温室効果ガス排出量の削減のためには、日常生活や事業活動のあらゆる場面を見直し、市民、事業者の一人ひとりが地球温暖化と密接に関わりがあることを認識し、温室効果ガスの排出量の削減に向けた意識を高め、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を図っていく必要があります。

一人ひとりの小さな取組の積み重ねが大きな効果を生むこととなります。

日常生活や事業活動、経済活動のさまざまな場面ごとに求められる取組について、国の示す「ゼロカーボンアクション 30」を交え、具体例を示します。

① 電気等のエネルギーの節約や転換

アクション	暮らしのメリット
(1) 再エネ電気への切替え	・自宅への自家消費型太陽光発電を設置することが難しい状況でも、再エネ普及に貢献できる。
(2) クールビズ・ウォームビズ 気候に合わせた服装と、適切な室温・給湯器温度設定	・気候に合わせた過ごしやすい服装・ファッションで効率の向上、健康、快適に。(冷房の効きすぎによる体温調整機能の低下防止等) ・夏のスーツのクリーニング代節約、光熱費の節約
(3) 節電 不要なときはスイッチ OFF	・光熱費の節約、火災等の事故予防 ・外出先から遠隔操作で家電を OFF に。
(4) 節水	・水道費の節約
(5) 省エネ家電の導入 省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫・LED 照明等の利用、買換え	・電気代の節約ができる。 ・健康、快適な住環境づくり(エアコンの新機能や扇風機・サーキュレーターとの組み合わせによる快適性・利便性の向上、冷蔵庫の新機能(鮮度保持や収納力向上)による食材の有効活用促進)
(6) 宅配サービスをできるだけ一回で受け取る 宅配ボックスや置き配、日時指定の活用等の利用	・受取時間の指定で待ち時間を有効活用(いつ届くかわからないまま受取に備えていたずらに待たずに済む) ・配達スタッフの労働時間抑制、非接触での受取りが可能
(7) 消費エネルギーの見える化 スマートメーターの導入	・実績との比較により、省エネを実感。光熱費の節約 ・省エネを家族でゲーム感覚で楽しみながらできる。

② 住居関係

アクション	暮らしのメリット
(8) 太陽光パネルの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅に電源を持ち、余剰分は売電することが可能になる。 ・FIT 制度等を利用することで投資回収が可能（電力会社等が初期費用を負担し、電気代により返済する方法も普及しつつある。）
(9) ZEH（ゼッチ） 建替え、新築時は、高断熱で、太陽光パネル付きのネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）	<ul style="list-style-type: none"> ・健康、快適な住環境を享受できる（断熱効果で夏は涼しく、冬は熱が逃げにくい。また、結露予防によるカビの発生抑制、冬のヒートショック対策、血圧安定化等の効果がある。）。 ・換気の効率向上（換気熱交換システムなら冷暖房効率を極力落とさずに室内の空気環境を清浄に保持） ・光熱費の節約
(10) 省エネルギーフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム （(5) と同時実施で相乗効果）	<ul style="list-style-type: none"> ・遮音・防音効果の向上 ・室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネを実現 ・防災レジリエンスの向上
(11) 蓄電地（車載の蓄電池）・蓄エネ給湯機の導入・設置	<ul style="list-style-type: none"> ・貯めた電気やエネルギーを有効活用することを通じて、光熱費の節約や防災レジリエンスの向上に繋げることができる。
(12) 暮らしに木を取り入れる	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の中で木を取り入れることは、温かみや安らぎなど心理面での効果がある。 ・木は調湿作用、一定の断熱性、転倒時の衝撃緩和等の特徴があり、快適な室内環境につながる。 ・木を使うことで、植林や間伐等の森林の手入れにも貢献できる。
(13) 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 間取りと立地に加え、省エネ性能の高さで住まい選択	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱費の節約ができる。 ・健康、快適な住環境を享受できる。
(14) 働き方の工夫 職住近接、テレワーク、オンライン会議、休日の分散、二地域居住・ワーケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤・出張等による移動時間・費用の節約、地方移住が選択肢に。 ・生活時間の確保（家族との時間や育児・介護との両立、自宅で昼食を摂るなど、生活スタイルに合わせた時間の確保） ・身体的な負担の軽減（混雑した電車や道路渋滞などからの解放） ・徒歩や自転車圏内なら、人との接触（密）を避けられる。 ・観光地、レジャー施設、商業施設の混雑緩和 ・寒い冬は南で、暑い夏は北で暮らす等の工夫により、できるだけ省エネかつ健康維持。

③ 移動関係

アクション	暮らしのメリット
(15) スマートムーブ ・徒歩、自転車・公共交通機関で移動 ・エコドライブ（発進/急停車をしない等）の実施 ・カーシェアリングの活用 ・シェアサイクリングの活用	・健康的な生活の促進（運動量の確保等） ・徒歩・自転車利用で密を回避、交通渋滞の緩和 ・移動途中での新たな発見 ・燃費の把握、向上 ・同乗者が安心できる安全な運転、心のゆとりで交通事故の低減 ・自動車購入・維持費用の節約、TP0 に合わせて好きな車を選択可能。 ・必要なときに必要な分だけ利用ができる。
(16) ゼロカーボン・ドライブ 再エネ・ゼロカーボン燃料とEV/FCV/PHEV	・静音性の向上、排気ガスが出ない。 ・蓄電池として、キャンプ時や災害時等に活用することも可能 ・ガソリン代のコストパフォーマンスの向上

④ 食関係

アクション	暮らしのメリット
(17) 食事を食べ残さない 適量サイズの注文ができるお店やメニューを選ぶ、それでも食べ残してしまった場合は持ち帰る（mottECO）	・適量の注文により食事代を節約できる。 ・食べ残しの持ち帰り（mottECO）が可能であれば、他の食事に充てられる（食べ残しが減少することは料理の提供者側のモチベーションアップにもつながる。）。
(18) 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 ・食べ切れる量を買う ・工夫して保存し、食べられるものを捨てない ・余剰食品はフードドライブの活用等によりフードバンク等に寄附する	・食費の節約（計画性のある買い物による節約） ・家庭ごみの減量（生ごみの管理が不要もしくは低減） ・子どもへの環境（家庭）教育推進活動に繋がる。 ・作り手のモチベーションアップ ・過食・飽食の抑制、暴飲暴食の回避による健康維持 ・フードバンク等への寄附は、生活困窮者支援にもつながる。
(19) 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活 食材のトレーサビリティ表示を意識した買い物 ※空輸等の流通経路ではないためCO ₂ の抑制	・食を通じたQOLの向上（旬の食材は美味しく栄養価が高く、新鮮な状態で食べることができる。食を通じて季節感や地域の気候風土が感じられる。地域活性化や食の安全保障にも貢献でき、地元の生産者等とつながることは安心にもつながる、皮の部分等もおいしく食べる方法を考えることで栄養価も上がる。本来の食べ物の姿に触れることで自然とのつながりが感じられる。） ・栄養状態の改善（野菜不足を解消し栄養バランスが改善する。）
(20) 自宅でコンポスト 生ごみをコンポスターや処理器を使って堆肥化 （ベランダ de キエーロ）	・生ごみの減量と子どもへの環境（家庭）教育推進活動に繋がる。 ・作った堆肥を家庭菜園やガーデニングに活用できる。 （家庭菜園やガーデニングによりリラックス効果も）

⑤ 衣類、ファッション関係

アクション	暮らしのメリット
(21) 今持っている服を長く大切に着る 適切なケアをする、洗濯表示を確認して扱う	<ul style="list-style-type: none"> ・使い慣れた服を長く使える、愛着がわく、こだわりを表せる。 ・体型維持（健康管理）を心がけることができる。 ・染め直しやリメイクなど手を加えることでより楽しめる。 ・綺麗に管理することで、フリマ等に回すことができる。
(22) 長く着られる服をじっくり選ぶ 先のことを考えて買う	<ul style="list-style-type: none"> ・無駄遣いの防止（消費サイクルが伸びる。） ・使い慣れた服を長く使える、愛着がわく、こだわりを表せる。 ・体型維持（健康管理）を心がけることができる。
(23) 環境に配慮した服を選ぶ 作られ方を確認して買う、リサイクル・リユース素材を使った服を選ぶ	<ul style="list-style-type: none"> ・無駄遣いの防止（衝動買いを避ける。） ・衣を通じた QOL の向上 ・服のできるストーリーを知る楽しみも出てくる。

⑥ ごみを減らす

アクション	暮らしのメリット
(24) マイバッグ、マイボトル、マイ箸、マイストロー等を使う	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの減量 ・自分の好きなおしゃれなバッグや容器を楽しめる。 ・使い慣れた物を長く使える、物への愛着がわく。 ・自分好みのデザインや機能がある製品を使える。 ・環境を大事にする気持ちを行動で表せる。
(25) 修理や補修をする 長く大切に使う	<ul style="list-style-type: none"> ・こだわりや物を大切にすることを表せる（自分らしいアレンジや親から子へ世代を越えて使うなどして楽しむことができる。）。
(26) フリマ・シェアリング フリマやシェアリング、サブスクリプション等のサービスを活用する	<ul style="list-style-type: none"> ・購入・維持費用の節約（必要な物を安く手に入れることができる。） ・自分にとっては不要な物でも必要とする他の人に使ってもらい、収入にもなる。
(27) ごみの分別処理 「分ければ資源」を実践する 適正な分別、使用済製品・容器包装の回収協力	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの減量 ・資源回収への協力による協力金やポイント還元等（地域で実施すれば、コミュニティの活性化にもつながる。）

⑦ 買い物・投資

アクション	暮らしのメリット
(28) 脱炭素型の製品・サービス (環境配慮のマークが付いた商品、カーボンオフセット・カーボンフットプリント表示商品)の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・より簡易な包装の商品、環境配慮のマークが付いた商品(マークの意味を知る。)、バイオマス由来プラスチックを使った商品、詰め替え製品を選ぶことで自分の購買によって環境負荷低減に貢献できることが分かる。 ・ごみの分別が楽になる(ラベルレスのペットボトル等)。 ・市場への供給量が増え、商品の多様化・価格低減化につながる。
(29) 個人の ESG 投資 ゼロカーボン宣言・RE100 宣言など地球温暖化への対策に取り組む企業の応援	<ul style="list-style-type: none"> ・個人で ESG 投資(気候変動対策をしている企業の応援) ・地球温暖化への対策に取り組む企業の商品の購入や製品・サービスの利用、投資等により、環境に配慮する企業が増加し、脱炭素社会づくりとして還元される。

⑧ 環境活動

アクション	暮らしのメリット
(30) 植林やごみ拾い等の活動 団体・個人による地球温暖化対策行動や地域の環境活動への参加・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・環境を大事にする気持ちを行動で表せる。 ・ゼロカーボンアクションの取組を発信・シェアすることで取組の輪を広めることができる。

【アクションによる二酸化炭素削減量の目安】

行 動	二酸化炭素削減量
テレビを見ないときは消す	13g
1日1時間パソコンの利用を減らす(デスクトップ型パソコン)	13g
主電源をこまめに切って待機電力を節約	65g
夏の冷房時の設定温度を26℃から28℃に2℃高くする	83g
冬の暖房時の設定温度を22℃から20℃に2℃低くする	96g
炊飯器の保温をやめる	37g
ガスコンロの炎をなべ底からはみ出さないように調節する	5g
冷蔵庫にものを詰め込み過ぎない	18g
冷蔵庫を壁から適切な間隔で設置する	19g
シャワーの利用時間を1日1分短くする	74g
風呂の残り湯を洗濯に使いまわす	7g
入浴は間隔をあげずに行う	86g
使わないときは保温便座のふたを閉める	15g

※数字は、1人1日当たりの削減量。

資料：全国地球温暖化防止活動推進センター

資料編

- 1 ふじみ野市環境基本条例
- 2 ふじみ野市環境審議会規則
- 3 計画策定の経過
- 4 諮問文
- 5 答申文
- 6 区域施策編の対策（参考：国マニュアルより抜粋）
- 7 家庭における温暖化対策（参考：全国地球温暖化防止活動推進センター（JCCCA）ホームページより抜粋）
- 8 施策展開と行動指標
- 9 用語集

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 快適で良好な環境の保全に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念（第8条）

第2節 環境基本計画等（第9条・第10条）

第3節 市が講ずる基本的な環境施策等（第11—第19条）

第3章 市、市民及び事業所の参画及び協働

第1節 参画及び協働（第20条）

第2節 環境教育及び学習の推進等（第21条—第24条）

第3節 快適で良好な環境を確保する活動の促進（第25条—第27条）

第4章 国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力等（第28条）

第5章 環境審議会（第29条）

第6章 補則（第30条）

附則

私たちのふじみ野市は、武蔵野台地から荒川低地にまたがる地形を持ち、歴史的景観を残す雑木林、ゆう水や新河岸川などの水辺空間を有する恵まれた自然環境の下で、多くの歴史的、文化的遺産を継承し、市民の活力と英知により発展を続けてきた。

しかし、生活の利便性や物質的な豊かさを追い求めてきた社会経済活動は、今や自然の持つ再生能力を超える規模となり、その結果地球温暖化など地球規模の問題へと拡大し、人類を含むすべての生物の存続基盤に深刻な影響を及ぼし始めている。

もとより、私たちは、健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むために、快適で良好な環境を等しく受ける権利を有するとともに、将来の世代に継承すべき責務がある。

ここに、私たちは、市、市民及び事業所のすべてがそれぞれの役割の下に、自主的かつ積極的にその責務を果たし、協働することによって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、快適で良好な環境の確保について、基本理念を定め、市、市民（民間団体を含む。以下同じ。）及び事業所それぞれの責務を明らかにするとともに、快適で良好な環境の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、快適で良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むために、快適で良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 快適で良好な環境 気、河川、地下水、土壌、多様な生態系その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、人の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、歴史的、文化的遺産とも密接に結びついた景観の形成を図り、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むことができる環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 循環型社会 持続的発展が可能な社会の構築を図るため、資源採取、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、資源エネルギーの一層の循環及び効率化並びに廃棄物の発生抑制、減量化、循環的な利用及び適正な処理を図る等、社会経済システムにおける適正な物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、社会経済活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 快適で良好な環境の確保は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 環境の保全は、快適で良好な環境を確保し、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行うものとする。
- (2) 快適で良好な環境の確保は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない循環型社会を基調としたまちを目指して、市、市民及び事業所すべての者が公正かつ適切な役割分担の下、協働して積極的に行うものとする。
- (3) 地球環境保全は、人類共通の重要な課題であるとともに、地域の環境が地球環境に深く関わることをすべての者が自らの問題として認識し、社会経済活動及び日常生活において、自主的かつ積極的に推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、快適で良好な環境の確保に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、積極的にこれを実施する責務を有する。

- 2 市は、市が行うすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減及び快適で良好な環境の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策に市民及び事業所の意見を反映させるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

4 市は、環境保全に関する情報の収集及び公開に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、快適で良好な環境の重要性を認識し、日常生活その他の活動に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に積極的に取り組む責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、快適で良好な環境の確保のために必要な活動を主体的に行うように努めるとともに、市が実施する快適で良好な環境の確保に関する施策に積極的に参画し、協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 事業所は、基本理念にのっとり、快適で良好な環境の確保のために、自らの責任において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するために必要な措置を講じる責務を有するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

2 事業所は、環境に影響を与えるおそれのある土地の形質の変更、工作物の新築又は改築等その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめ適正に調査、予測又は評価を行い、環境の保全に努めなければならない。

3 事業所は、その事業活動を行うに当たって、公害の原因となるおそれがあるものを厳重に管理し、及び環境の状況を常時監視するとともに、公害その他環境保全に支障を及ぼすおそれがある事態が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるように努めなければならない。

4 事業所は、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる廃棄物の発生を抑制し、及び資源の循環的な利用を積極的に推進し、廃棄物の減量に努めるとともに、廃棄物を適正に処理する責務を有する。

5 事業所は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

6 事業所は、快適で良好な環境の確保のために必要な活動を主体的に行うように努めるとともに、市が実施する快適で良好な環境の確保に関する施策に積極的に参画し、協力するように努めなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、事業所は、快適で良好な環境の確保のために、市の要請する情報の提供に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第7条 市長は、環境の状況並びに快適で良好な環境の確保に関して講じた施策等に関する報告書を毎年作成し、これを公表するものとする。

第2章 快適で良好な環境の保全に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念

(環境優先の理念)

第8条 市は、快適で良好な環境の確保を図るため、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全のために必要な措置を講ずるものとする。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、快適で良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、ふじみ野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 快適で良好な環境の確保に関する長期目標及び総合的な施策の基本的な方向

(2) 前号に掲げるもののほか、快適で良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業所の意見を反映させるとともに、第29条第1項に規定するふじみ野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境行動計画の策定)

第10条 市長は、環境基本計画に基づく施策を推進し、市、市民及び事業所が快適で良好な環境の確保に資する行動をとるため、環境行動計画を策定するものとする。

第3節 市が講ずる基本的な環境施策等

(環境基本計画等との整合)

第11条 市は、環境にかかわる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画等との整合性を図るとともに、環境の保全に積極的に配慮するものとする。

(基本的事項の推進)

第12条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる施策を市民及び事業所と協働して推進するものとする。

(1) 大気、河川、地下水、土壌その他の自然的構成要素の保全及び回復に関すること。

(2) 野生生物の種の保存、生態系の保護その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、雑木林、水辺地等における自然環境の保全及び回復に関すること。

(3) 快適で良好な環境及び地域特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的、文化的遺産の保全、回復及び創造に関すること。

(4) 循環型社会の形成及び地球環境保全に資すること。

(環境の保全上の支障を防止するための規制措置)

第13条 市は、公害の原因になる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、当該行為を行う者に対し必要な規制措置を講ずるものとする。

(市民及び事業所の意見の反映)

第14条 市は、快適で良好な環境の保全に関する施策に、市民及び事業所の意見を反映させることができるように必要な体制の整備を講ずるものとする。

(調査の実施と報告)

第15条 市は、環境の状況を的確に把握し、快適で良好な環境の確保に関する施策を適切に推進するために必要な調査を実施し、公表するものとする。

(環境監査の実施)

第16条 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策の適正な推進を確保するため、市が行う環境監査に関し調査研究を行い、その実施に努めるものとする。

(環境監査の普及等)

第17条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業所が自主的に行う監査の普及に努めるものとする。

(環境管理等)

第18条 市は、自らが環境管理(快適で良好な環境の保全に関する目標を定めた行動計画を策定し、実行し、見直す等の一連の取組をいう。以下同じ。)を実施するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第19条 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策について、総合的に調整し、推進し、及び客観的に評価するために必要な体制の整備を講ずるものとする。

第3章 市、市民及び事業所の参画及び協働

第1節 参画及び協働

(参画及び協働の推進)

第20条 快適で良好な環境は、すべての市民の共有財産であり、市、市民及び事業所があらゆる力を尽くすことにより確保できるものであるため、それぞれの責務及び役割を自覚するとともに、公正かつ対等な立場で参画及び協働して快適で良好な環境を確保するための活動に共に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市は、快適で良好な環境を確保するための活動を市民及び事業所と共に推進するための体制の整備に努めなければならない。

第2節 環境教育及び学習の推進等

(環境教育の理念)

第21条 快適で良好な環境の確保に関する教育は、環境と人の活動との関係を認識すること及び快適で良好な環境の確保について理解を深めることにより、環境に関する倫理が確立され、学習意欲の向上が図られ、もって環境に配慮した活動が自ら実践できるように推進されなければならない。

(学習の実施)

第22条 市民及び事業所は、快適で良好な環境の確保のためには環境教育が重要な役割を有することを認識することにより、自ら快適で良好な環境の確保に関する学習を主体的に行い、及び当該事業所の従業者に行わせるように努めなければならない。

(環境教育及び体験的環境学習の推進)

第23条 市は、快適で良好な環境の確保を推進するため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 環境教育及び体験的環境学習の推進のための施策
- (2) 環境教育及び体験的環境学習の支援のための施策
- (3) 環境教育及び体験的環境学習に関する広報活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境教育及び体験的環境学習の推進のために必要な施策

(情報の提供)

第24条 市は、基本的な環境施策を推進するため、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、市民及び事業所が行う自発的な環境活動の促進並びに環境教育及び環境学習の振興等に資するため、必要な情報を適切に提供するものとする。

第3節 快適で良好な環境を確保する活動の促進

(自発的活動の促進)

第25条 市は、快適で良好な環境を確保するため、市民及び事業所が自発的に行う環境保全に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(助成措置)

第26条 市は、市民及び事業所が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全のための適切な措置をとることを援助するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政措置)

第27条 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第4章 国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力等

(国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力)

第28条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

2 市長は、前項の国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力の推進に当たって、特に必要があると認めるときは、国及び埼玉県その他の地方公共団体に対して、意見を述べることができる。

第5章 環境審議会

(環境審議会)

第29条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、ふじみ野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し答申するほか、必要があるときは、市長に意見を述べることができる。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項

3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募により選出された市民

(2) 学識経験を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(その他)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(ふじみ野市環境審議会条例の廃止)

2 ふじみ野市環境審議会条例(平成18年ふじみ野市条例第11号。以下「審議会条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の審議会条例第4条の規定により委嘱された委員は、第29条第4項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における前項の規定による廃止前の審議会条例第5条第1項に規定する委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 ふじみ野市環境審議会規則

平成19年7月9日

規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、ふじみ野市環境基本条例(平成19年ふじみ野市条例第2号)第29条第6項の規定に基づき、ふじみ野市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 計画策定の経過

(1)市民等アンケート調査(令和3年11月実施)

対象	配布数	有効回収数	有効回収率
市民	2,000 件	769 件	38.5%
小・中学生	636 件	573 件	90.1%
小学生	427 件	386 件	90.4%
中学生	209 件	187 件	89.5%
事業所	200 件	52 件	26.0%

(2)ふじみ野市環境基本計画策定等庁内推進会議

【令和3年度】

回	開催日	概要
第1回	令和3年10月11日	市民向けアンケート調査票について
第2回	令和4年3月15日	骨子案について → 書面送付にて実施

【令和4年度】

回	開催日	概要
第1回	令和4年5月16日	①令和4年度環境審議会スケジュールについて ②第2期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）施策体系（案）について ③第2期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）第1章～第3章（案）について ④地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）について
第2回	令和4年7月14日	①温室効果ガスの排出量及び削減目標について ②地球温暖化防止のための取り組みについて
第3回	令和4年9月14日	①第2期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）第4章（案）について ②第2期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）第5章（案）について ③第2期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）第6章（案）について
第4回	令和4年11月9日	第2期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）全体案について
第5回	令和5年1月30日	第2期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）（原案）について → 書面送付にて実施

(3)ふじみ野市環境審議会

【令和3年度】

回	開催日	概要
第1回	令和3年10月26日	市民向けアンケート調査票について
第2回	令和3年11月22日	令和3年度版環境年次報告書について
第3回	令和4年2月22日	アンケート調査結果の報告について → 書面送付にて実施
第4回	令和4年3月22日	諮問、骨子案について

【令和4年度】

回	開催日	概要
第1回	令和4年5月27日	①令和4年度環境審議会スケジュールについて ②第2期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）施策体系（案）について ③第2期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）第1章～第3章（案）について ④地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）について
第2回	令和4年7月29日	①温室効果ガスの排出量及び削減目標について ②地球温暖化防止のための取り組みについて
第3回	令和4年9月30日	①第2期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）第4章（案）について ②第2期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）第5章（案）について ③第2期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）第6章（案）について
第4回	令和4年11月18日	第2期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）全体案について
第5回	令和5年2月13日	①パブリック・コメントの募集結果について ②第2期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）（原案）について ③市長への答申（案）について

(3)パブリック・コメント（令和4年12月12日～令和5年1月10日）

結果
5件（1名）の意見がありました。

4 諮問文

心環第2892号

令和4年3月22日

ふじみ野市環境審議会

会長 井上 昭 様

ふじみ野市長 高 畑 博

第2期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）の策定に関する事項
について（諮問）

ふじみ野市環境基本条例第9条第3項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

第2期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）の策定について

2 諮問内容

本市においては、「ふじみ野市環境基本条例」に基づく第2期ふじみ野市環境基本計画前期行動計画を平成30年3月に策定し、来年度3月末で前期行動計画期間の5年が経過します。

この間、「学びと協働の推進」、「環境にやさしいまちづくりの推進」、「環境負荷の少ない循環型社会の構築」及び「自然と調和した環境づくりの推進」の4つの大綱を掲げ目標達成に向け取り組んでまいりました。

その結果、平成26年度から平成30年度まで5年連続して「1人1日あたりの生活系ごみの排出量が少ない市」を達成することができました。

さらに、環境センターにおいて「環境学習館えこらぼ」を活用することで、環境に係る学習や啓発に取り組むなど、一定の成果があがっている状況でございます。

また、内閣総理大臣が令和2年10月に2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラルの実現を目指す宣言がされ、地球温暖化に対する国や埼玉県動き、市を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中で、計画内容の見直しをするため、新たに第2期ふじみ野市環境基本計画後期行動計画を策定することになりました。

今年度は、市民アンケートを実施し、そこから見える傾向を踏まえ、計画の骨子から施策の展開に向け、環境審議会においてよりよい計画を策定すべく慎重な協議を重ね、市民、関係団体及び市が一体となり取り組んでいく必要があります。

つきましては、ふじみ野市環境基本条例第9条第3項の規定に基づき、ここに第2期ふじみ野市環境基本計画後期行動計画の策定について諮問します。

令和5年2月13日

ふじみ野市長 高 畑 博 様

ふじみ野市環境審議会
会長 井 上 昭

第2期ふじみ野市環境基本計画 後期行動計画（原案）について（答申）

令和4年3月22日、ふ環第2892号で諮問のありました標記の件について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

今後は本計画の実現のため、市民、事業者及び環境活動団体等との協働をさらに進め、積極的かつ効果的な施策の展開を図るとともに、社会経済情勢の変化や国の動向等を的確に把握し、目指すべき環境像「みんなではぐくむ 緑豊かな住みよいまち ふじみ野」を実現されますとともに、「2050年ゼロカーボンシティ」の実現に向け積極的に取り組んでいただきますよう要望します。

なお、下記の取組や、この審議会で出された意見につきましては、今後の環境行政の中で十分生かしていただくよう、要望します。

記

1 第2期ふじみ野市環境基本計画 後期行動計画（原案）

別紙のとおり

2 答申にあたっての意見

・本計画の推進について

本計画の作成に関して、市民・事業者の方々から様々なご意見・ご提案をいただき、現状と課題を整理しました。今後の計画の推進にあたり、これらを十分に踏まえて取り組んでいただきたい。

・協働体制の強化について

市民、事業者や環境活動団体等と市が協働して環境保全に取り組むことが重要であり、今後、さらに意見交換等を行い、情報提供、団体育成も含め、協働体制の強化を行なっていただきたい。

・新たな環境問題への対応について

近年の環境問題、環境行政を取り巻く情勢等は年々大きく変化しており、地球温暖化、生物多様性、特定外来生物等の新たな環境問題に対して適宜対応を図っていただきたい。

- ・環境教育・環境学習について

本計画の遂行にあたっては、環境保全の担い手づくりが必要であり、各年代層にわたる環境教育・環境学習の充実により、人材の育成を期待します。

- ・本計画の周知について

イラストや丁寧な用語を用い、より分かりやすい工夫で概要版を作成し、その有効活用等により広く周知を図っていただきたい。

- ・本計画の進捗確認について

環境基本計画や地球温暖化対策実行計画の進捗状況を確認するとともに、計画の実現を図っていただきたい。

6 区域施策編の対策（参考：国マニュアルより抜粋）

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」における各部門ごとの主な対策と、対策を行うことによる削減効果は以下のとおりとなります。各部門で、目標値を達成できるように温室効果ガスの削減に努めます。なお、市においては、表中の「地方公共団体が実施することが期待される施策例」の施策を推進するとともに、下記の対策について市民・事業所等へ周知及び啓発を行います。

※「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」の中から本市の実情に合わせ修正しました。

(1) 産業部門

対策名	具体的内容	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策指標	削減量原単位又は削減率
省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（業種横断）				
高効率空調の導入	高効率空調の導入	高効率空調の導入支援及び普及啓発	高効率空調の消費エネルギー	25% (エネルギー削減率)
			高効率空調の消費エネルギー	21% (エネルギー削減率)
産業 HP の導入	産業 HP（ヒートポンプ）の導入	高効率産業 HP の導入支援及び普及啓発	追加導入設備容量 (kW)	0.96t-CO ₂ /kW
産業用照明の導入	産業用の高効率照明の導入	高効率照明の導入支援及び普及啓発	追加導入台数 (万台)	254t-CO ₂ /万台
低炭素工業炉の導入	低炭素工業炉の導入	低炭素工業炉の導入支援及び普及啓発	追加導入基数 (基)	700t-CO ₂ /基
産業用モータの導入	産業用モータの導入	高効率産業用モータの導入支援及び普及啓発	追加導入台数 (台)	0.26t-CO ₂ /台
高性能ボイラーの導入	高性能ボイラーの導入	高効率産業用モータの導入支援及び普及啓発	追加導入台数 (台)	64.8t-CO ₂ /台
コージェネレーションの導入	コージェネレーションの導入	コージェネレーションの導入支援及び普及啓発	追加導入設備容量 (kW)	3.1t-CO ₂ /kW

対策名	具体的内容	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策指標	削減量原単位又は削減率
省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（建設施工・特殊自動車分野）				
ハイブリッド建機等の導入	短期的には、燃費性能の優れた建設機械の普及を図ることにより、CO ₂ 削減を目指す。 長期的には、カーボンニュートラルの実現に向け、軽油を燃料とした動力源を抜本的に見直した革新的建設機械（電気、水素、バイオマス等）の認定制度を創設し、導入・普及を促進する。 また地方公共団体の工事を施工している中小建設業へのICT施工の普及など、i-Constructionの推進等により、技能労働者の減少等への対応に資する施工と維持管理の更なる効率化や省人化・省力化を進める。	-	ハイブリッド建機の追加導入台数（台）	9.6t-CO ₂ /台
省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（施設園芸・農業機械）				
施設園芸における省エネ設備の導入	施設園芸において省エネ型のヒートポンプの導入により、燃油使用量の削減を図り、加温設備における燃油（主にA重油）燃焼に由来するCO ₂ を削減する。	・普及啓発 ・省石油型、脱石油型 施設園芸施策の推進	省エネ機器（ヒートポンプ）の追加導入台数（台）	11.12t-CO ₂ /台
	施設園芸において省エネ型の本質バイオマスの導入により、燃油使用量の削減を図り、加温設備における燃油（主にA重油）燃焼に由来するCO ₂ を削減する。		省エネ機器（木質バイオマス）の追加導入台数（台）	27.81t-CO ₂ /台
	施設園芸において省エネ型の多段式サーモの導入により、燃油使用量の削減を図り、加温設備における燃油（主にA重油）燃焼に由来するCO ₂ を削減する。		省エネ機器（多段式サーモ）の追加導入台数（台）	1.39t-CO ₂ /台
	施設園芸において省エネ型の循環扇の導入により、燃油使用量の削減を図り、加温設備における燃油（主にA重油）燃焼に由来するCO ₂ を削減する。		省エネ設備（循環扇）の追加導入箇所数（箇所）	2.78t-CO ₂ /箇所
	施設園芸において省エネ型のカーテン装置の導入により、燃油使用量の削減を図り、加温設備における燃油（主にA重油）燃焼に由来するCO ₂ を削減する。		省エネ設備（カーテン装置）の追加導入箇所数（箇所）	5.56t-CO ₂ /箇所
省エネ農機の導入	農業機械における燃油使用量の削減	農機の省エネに関する啓発・普及	省エネ農機の追加普及台数（台）	0.041t-CO ₂ /台

(2) 業務その他部門

対策名	具体的内容	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策指標	削減量原単位又は削減率
高効率な省エネルギー機器の普及（業務その他）				
業務用給湯器の導入	HP 給湯器における適切な管理方法の定着によるエネルギー消費量の削減。	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率給湯器の普及促進及び事業者への情報提供 ・グリーン購入法に基づく率先的導入の推進 	追加導入台数 HP 給湯器（台）	9.51t-CO ₂ /台
	潜熱回収型給湯器における適切な管理方法の定着によるエネルギー消費量の削減。		追加導入台数 HP 給湯器（台）	1.32t-CO ₂ /台
高効率照明の導入	高効率照明の導入における適切な管理方法の定着によるエネルギー消費量の削減。	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率照明の普及促進及び事業者への情報提供 ・グリーン購入法に基づく率先的導入の推進 	追加導入台数 （台）	0.021t-CO ₂ /台
トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上				
トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	トップランナー機器のエネルギー消費効率向上を進めることで、業務その他における機器のエネルギー消費量を節減する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者、消費者への普及啓発 ・グリーン購入法に基づく、トップランナー基準以上のエネルギー効率の高い機器の率先的な導入 	複写機の消費エネルギー	27.3% （エネルギー削減率）
			プリンタの消費エネルギー	26% （エネルギー削減率）
			高効率ルータの消費エネルギー	23.9% （エネルギー削減率）
			サーバの消費エネルギー	29.8% （エネルギー削減率）
			ストレージの消費エネルギー	33.6% （エネルギー削減率）
			冷凍冷蔵庫の消費エネルギー	16.6% （エネルギー削減率）
			自動販売機の消費エネルギー	32.3% （エネルギー削減率）
			変圧器の消費エネルギー	14% （エネルギー削減率）

対策名	具体的内容	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策指標	削減量原単位又は削減率
廃棄物処理における取組み				
プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクル（材料リサイクル、ケミカルリサイクル）の推進。	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集したプラスチック製容器包装廃棄物のバール化及びバール品質の向上 ・消費者への普及啓発 ・実証事業などの施策への協力 	プラスチック製容器包装廃棄物の分別収増加量 (t)	0.89t-CO ₂ /t
廃棄物処理業における燃料製造・省エネルギー対策の推進	低燃費型の廃棄物収集運搬車両・処理施設の導入、節電に向けた取組等の省エネルギー対策を推進し、燃料使用に伴うエネルギー起源 CO ₂ を削減。	-	RPF 追加製造量 (t)	2.54t-CO ₂ /t
EV ゴミ収集車の導入	走行から積込までを全て電動化した EV ゴミ収集車により、現行の内燃機関ゴミ収集車の代替を図り、ゴミ収集車から排出される CO ₂ 量の削減を図る。	走行から積込までを全て電動化した EV ゴミ収集車により、現行の内燃機関ゴミ収集車の代替を図り、ゴミ収集車から排出される CO ₂ 量の削減を図る	追加導入台数 (台)	5.62t-CO ₂ /台

(3) 家庭部門

対策名	具体的内容	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策指標	削減量原単位又は削減率
高効率な省エネルギー機器の普及（家庭部門）				
高効率給湯器の導入	ヒートポンプ（HP）給湯器の導入によるエネルギー消費の削減。	高効率給湯器の普及促進及び消費者への情報提供	追加導入台数 ヒートポンプ（HP）給湯器（台）	0.53t-CO ₂ /台
	潜熱回収型給湯器の導入によるエネルギー消費の削減。		追加導入台数 潜熱回収型（台）	0.07t-CO ₂ /台
	燃料電池の導入によるエネルギー消費の削減。		追加導入台数 燃料電池（台）	0.16t-CO ₂ /台
高効率照明の導入	高効率照明の導入によるエネルギー消費の削減。	高効率照明の普及促進及び消費者への情報提供	追加導入台数（台）	0.01t-CO ₂ /基
トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上				
トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	トップランナー機器のエネルギー消費効率向上を進めることで、家庭部門における機器のエネルギー消費量を節減する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者、消費者への普及啓発 ・グリーン購入法に基づく、トップランナー基準以上のエネルギー効率の高い機器の率優先的な導入 	エアコンの消費エネルギー	18.8% (エネルギー削減率)
			ガスストーブの消費エネルギー	2.8% (エネルギー削減率)
			石油ストーブの消費エネルギー	0.8% (エネルギー削減率)
			テレビの消費エネルギー	35.6% (エネルギー削減率)
			電気冷蔵庫の消費エネルギー	28.6% (エネルギー削減率)
			DVDレコーダーの消費エネルギー	10.6% (エネルギー削減率)
			電子計算機の消費エネルギー	39.5% (エネルギー削減率)
			磁気ディスクの消費エネルギー	0% (エネルギー削減率)
			ルータの消費エネルギー	12.4% (エネルギー削減率)
			電子レンジの消費エネルギー	0.3% (エネルギー削減率)
			電気炊飯器の消費エネルギー	5.3% (エネルギー削減率)
			ガス調理機器の消費エネルギー	3.9% (エネルギー削減率)
			温水便座の消費エネルギー	21.8% (エネルギー削減率)

対策名	具体的内容	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策指標	削減量原単位又は削減率
HEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施				
HEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	HEMS やスマートメーター、スマートホームデバイスの導入による家庭のエネルギー消費状況の詳細な把握と、これを踏まえた機器の制御による電力消費量の削減 及び、エネルギー小売事業者等による情報提供を通じた家庭の省エネ行動の促進	HEMS の普及促進及び消費者への情報提供	HEMS 追加普及台数（世帯数）	0.12t-CO ₂ /世帯

(4) 運輸部門

対策名	具体的内容	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策指標	削減量原単位又は削減率
次世代自動車の普及、燃費改善				
次世代自動車の普及、燃費改善	次世代自動車の普及と燃費の改善により、エネルギーの消費量を削減することによって、CO ₂ を削減する。	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発 ・次世代自動車の率先導入・導入支援 ・インフラ整備 	自動車の燃料消費量（平均保有燃費の改善）	40.7% （エネルギー削減率）
環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化				
環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	環境に配慮した自動車使用等を促進することによるCO ₂ 排出量の削減	エコドライブの普及・啓発	エコドライブ関連機器の追加普及台数（台）	2.95t-CO ₂ /台
鉄道分野の脱炭素化				
鉄道分野の脱炭素化の促進	VWF 機器搭載車両、蓄電池車両やハイブリッド車両等のエネルギー効率の良い車両の導入や鉄道施設への省エネ設備の導入等を促進する。	-	鉄道のエネルギー消費量	15.71% （エネルギー削減率）
トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進				
トラック輸送の効率化	トラック輸送の効率化を促進することによるCO ₂ 排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・普及促進 ・車両の大型化に対応した道路整備 	車両総重量 24t 超 25t 以下の車両の追加保有台数（台）	24.3t-CO ₂ /台
			トレーラーの追加保有台数（台）	64.8t-CO ₂ /台
鉄道貨物輸送への環境負荷の低減効果が大きい取組の推進				
鉄道貨物輸送への転換の推進	貨物鉄道は、営業用トラックに比べてCO ₂ 排出量原単位が1/11である。そのためトラック輸送から貨物鉄道輸送への転換の促進を図る。	普及啓発	鉄道貨物輸送増加量（万トンキロ）	2.33t-CO ₂ /万トンキロ

(5) 非エネルギー部門

対策名	具体的内容	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策指標	削減量原単位又は削減率
バイオマスプラスチック類の普及				
バイオマスプラスチック類の普及	カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックの普及を促進し、製品に使用される石油由来のプラスチックを代替することにより、一般廃棄物及び産業廃棄物であるプラスチックの焼却に伴う非エネルギー起源 CO ₂ の排出量を削減	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスプラスチックを域内に普及させる施策等を推進する ・また、自らが物品等を調達する際、バイオマスプラスチック製品を優先的に導入する 	バイオマスプラスチックの国内出荷増加量 (t)	1.1t-CO ₂ /t
廃棄物焼却量の削減				
廃棄物焼却の削減	一般廃棄物であるプラスチック類について、排出を抑制し、また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクル等による再生利用を推進することにより、その焼却量を削減し、プラスチック類の焼却に伴う非エネルギー起源 CO ₂ の排出量を削減	<ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック等の廃棄物について、排出を抑制し、また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクル等による再生利用を推進することにより、焼却量を削減・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく措置の実施 	一般廃棄物であるプラスチック類の焼却削減量 (t) (乾燥ベース)	2.7t-CO ₂ /t

(6) 横断的施策の削減効果

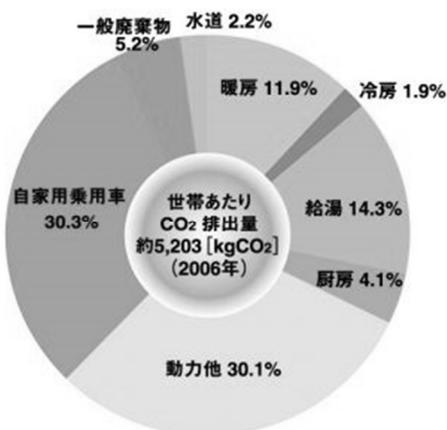
対策名	具体的内容	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策指標	削減量原単位又は削減率
脱炭素型ライフスタイルへの転換				
クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進（業務部門・家庭部門）	地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について理解を促すとともに、クールビズ・ウォームビズ、家庭エコ診断を推進する。また、環境負荷の軽減に配慮したエコドライブやカーシェアリングの実施、脱炭素社会実現に向けた食品ロス対策を促進する。	地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について理解を促進し、地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進することで、住民の意識改革を図り、自発的な取り組みの拡大・定着につなげる普及啓発活動の実施	-	-
家庭エコ診断			エコ診断実施件数(累計診断世帯数(世帯))	0.03t-CO ₂ /世帯
家庭における食品ロスの削減			食品ロス発生量の削減量(t)	0.46t-CO ₂ /t
エコドライブ カーシェアリング			-	-

私たちができること

ーうちエコ！アクション①ー

現在、国民1人あたりが家庭から排出する二酸化炭素は1日平均で約6 kg。
自分にできることからひとつひとつ、取組を積み重ねて二酸化炭素の排出量を減らしましょう。

家庭からの二酸化炭素排出量



出典：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス
「日本の温室効果ガス排出量データ(1990～2006年度)」
(2008.7.9発表)

お風呂／トイレで



- シャワーの利用時間を1日1分短くする **74g**
- 風呂の残り湯を洗濯に使いまわす **7g**
- 入浴は間隔をあげずに行う **86g**
- 使わないときは温水洗浄便座のフタを閉める **15g**

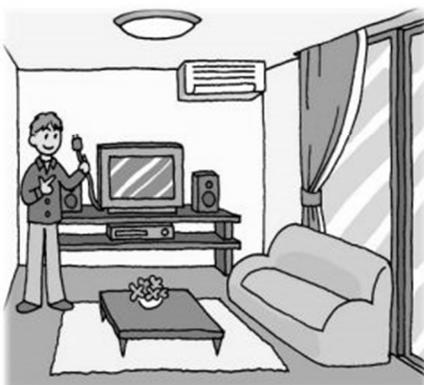
キッチンで

- 炊飯器の保温をやめる **37g**
- ガスコンロの炎をなべ底からはみ出さないように調節する **5g**
- 冷蔵庫にものを詰め込み過ぎない **18g**
- 冷蔵庫を壁から適切な間隔で設置する **19g**



リビングで

- テレビを見ないときは消す **13g**
- 1日1時間パソコンの利用を減らす (デスクトップ型パソコン) **13g**
- 主電源をこまめに切って待機電力を節約 **65g**
- 夏の冷房時の設定温度を26℃から28℃に2℃高くする。 **83g**
- 冬の暖房時の設定温度を22℃から20℃に2℃低くする。 **96g**



※数字は1人1日あたりのCO₂削減量
出典：チーム・マイナス6% (環境省) HP
めざせ！1人1日1kgCO₂削減「私のチャレンジ宣言」より

私たちができること

—うちエコ！アクション②—

ものを買うときは、必要なものを必要な量だけ、が原則ですが、
購入するときには出来るだけ環境によいものを選びましょう。

① 買い物袋を持ち歩く。



② 包装の少ないものを選ぶ。



③ 洗剤などは、中身の詰め替えができるものを選ぶ。



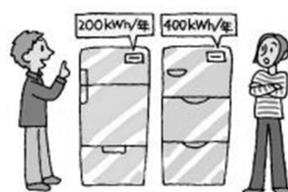
④ 電球が切れた場合には、電球形蛍光灯に取り替える。



⑤ 繰り返し使えるリターナブル瓶を使う。



⑥ エネルギー効率の良い家電製品を選ぶ。



⑦ 燃費の良い車を選ぶ。



⑧ リサイクル商品を購入する。



⑨ 買い物には、鉄道や自転車を利用したり、歩いて行く。



環境に配慮した製品についているマークを参考に、
グリーン購入を心がけましょう。



エコマーク

「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた文具などの商品につけられています。



省エネ性マーク

省エネ基準を満たしたエアコン、蛍光灯器具、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、ストーブ、ガス調理機器、ガス湯水機器、石油湯水機器、電気使座、変圧器、電子計算機、磁気ディスク装置についての。緑色のラベルは省エネ基準達成率100%以上の製品。



国際エネルギースターマーク

待機時消費電力に関する基準を満たしたコンピュータ、プリンタ、FAX、コピーなど8つのOA機器についての。



グリーンマーク

グリーンマーク
トイレットペーパー、コピー用紙、ノートなど古紙を規定の割合以上利用した製品についての。



統一省エネラベル

エアコン、テレビ、電気冷蔵庫については機器本体のエネルギー消費量が大きく、製品毎の省エネ性能の差が大きいため、省エネラベリング制度及び年間の目安電気料金に加え、多段階評価制度を組み合わせた統一省エネラベルによる表示を定めています。

全国地球温暖化防止活動推進センター

<http://www.jccca.org>

JCCCA
Japan Center for Climate Change Actions

8 施策展開と行動指標

大綱	大項目	施策	施策の展開	行動指標	単位等	現況 令和3年度	目標 令和9年度	
施策の柱1 学びと協働の 推進	1-1 環境学習の場 や機会づくり	(1) 各年代が参加できる学習の 場の提供	・環境フェア及び環境ポスターコンクールの 実施 ・環境学習事業の充実 ・学校における環境教育の推進	環境学習講座参加者数	人	492	622	
				環境フェア参加団体数（個人参加含む）	団体・個人	0	30	
				学校における環境教育	実施状況	小中全校で実施	小中全校で実施	
	1-2 協働による環境 事業の推進	(1) 地域や団体が連携した環境 事業の推進	・環境協働事業の推進 ・大学や企業と連携した環境学習事業 ・地域環境美化自主活動の推奨及び支援	環境協働事業を実施した環境活動団体数	団体	3	5	
				大学や企業と連携した環境学習事業	実施状況	実施	実施	
				地域環境美化自主活動延べ参加者数	人	4,901	6,568	
1-3 環境情報の提供	(1) 分かりやすい環境情報の提供	・環境年次報告書の作成 ・市報等を活用した環境情報発信の充実 ・環境基本計画の周知	環境年次報告書の発行・市ホームページへの公表	実施状況	実施	実施		
			(2) 環境調査の充実	・各種環境調査の実施 ・環境調査結果の周知・活用 ・PM2.5の調査	環境調査の実施	実施状況	実施	実施
施策の柱2 脱炭素社会の 推進	2-1 温室効果ガス 削減の推進	(1) 地球温暖化防止活動の推進	・地球温暖化防止活動の啓発 ・緑のカーテンの普及啓発 ・公共施設等の二酸化炭素排出量抑制 ・公共施設における省エネ設備の利用促進 ・公用車の次世代自動車導入 ・地産地消や旬産旬消の推進	公共施設における屋外緑化、緑のカーテン等の設置施設数	施設	14	30	
			公共施設等の二酸化炭素排出量	t-CO2	32,159	24,281		
			公用車の次世代自動車導入率	%	17.6	50		
			学校給食における県内産食材の割合	%	15.6	20		
	2-2 再生可能エネルギーの導入 拡大	(1) 再生可能エネルギーの導入・ 利用推進	・エネルギーの創生型食品廃棄物リサイクル 施設の利用 ・公共施設における再生可能エネルギーの利 用促進 ・再生可能エネルギーの導入促進	再生可能エネルギーの利用状況等の情報発信	実施状況	未実施	実施	
				公共施設における太陽光パネルの設置	kW	55.48	110	
施策の柱3 環境負荷の少ない循環型社会の 構築	3-1 環境負荷の少ないまちづくり	(1) 環境に配慮した交通体系整備の 推進	・市内循環ワゴンの運行	市内循環ワゴン乗客数	人	70,032	85,900	
				(2) リサイクル（3R運動）の推進	リサイクル率（含む）	%	29.9	30.3
					リサイクラーの開催	実施状況	未実施	未実施
	3-2 地域からの循環型社会づくり	(1) 食品ロスの削減	・食品ロスを出さないライフスタイルの啓発 ・1530運動の推進	食品ロス削減啓発ポスター等の発行	実施状況	未実施	実施	
				焼却ごみ量	t/年	22,211	21,579	
				(2) 廃棄物減量化や適正処理の 推進	・分別の徹底やごみの減量化 ・不法投棄パトロールの強化	1人1日当たりのごみ量（家庭系）	g/人・日	591
施策の柱4 環境にやさしいまちづくりの 推進	4-1 快適な環境の まちづくり	(1) 清潔で快適な憩いのあるまちづくり	・ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーンの 実施 ・犬の飼い方・しつけ方教室の実施 ・飼い主のいない猫に対するTNRの推進 ・道路清掃美化活動の支援	ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーン	実施状況	実施	実施	
				犬の飼い方・しつけ方教室の実施	実施状況	未実施	実施	
				TNR実施頭数	頭	150	180	
	4-2 安全・安心で 環境にやさしいまちづくり	(2) 魅力あるまちなみ、景観の 保全と創造	・空き地、空家の適正管理 ・街路樹の適正管理 ・屋外広告物に対する対応	苦情があった空き地の未改善箇所数（年度末現在）	箇所	2	0	
				屋外広告物除去作業回数	回	21	24	
				(3) うるおいとやすらぎの場の 創出	・公園等愛護会の支援 ・公園等の整備 ・花いっぱい運動の支援	公園等の面積	万㎡	39.5
施策の柱5 自然と調和した環境づくりの 推進	5-1 自然環境の保 全・再生	(1) 緑や水辺環境の保全	・骨格となる緑の保全と継承 ・身近な緑の保全・創出 ・水質調査の実施 ・市民農園の充実 ・新河岸川美化活動の推進	緑地保護地区面積	㎡	110,811	110,811	
				市民農園利用率	%	76.7	92.2	
				新河岸川の美化活動回数	回	2	3	
	5-2 自然環境の保 全・再生	(2) 生物多様性の保全	・身近な河川環境の保全 ・アライグマ防除の実施 ・特定外来種に関する周知・啓発 ・みどりの学校ファームの活用	アライグマの捕獲数	頭	18	8	
				新河岸川生息生物の把握（生物調査）	実施状況	実施	実施	
				(3) 美しい自然景観と歴史的資 産の保全、調和	・自然環境と歴史的資産の保全 ・自然や文化財の中で体験学習の実施	自然環境と調和した歴史、文化財に関する講座回数	回	2

9 用語集

あ行

アイドリングストップ

自動車の駐停車時にエンジンを止めること。県条例により一定規模以上の駐車場の設置者や管理者には、利用者に向けた周知看板の設置等が義務付けられている。

ウォームビズ

過度に暖房に頼らず、厚着をすることによって、暖房のためのエネルギー使用量を減らそうという運動。

雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に溜めたり、地下に浸透させ、河川や排水管などに一気に雨水が流れ込むのを防ぐための施設。

エコドライブ

車を運転するうえで簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素などの排出ガスの削減に有効。主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

エコラボフェスタ

イベントを通して、ふじみ野市・三芳町環境センターを広く知ってもらうことや、各家庭でエコについて考えるきっかけづくりを目的とした市主催のお祭り。

オープンスペース

都市または敷地内で、建造物の建っていない場所。空き地。

温室効果ガス

太陽によって暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。二酸化炭素、メタン等、7物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

か行

海洋プラスチック問題

普段の生活や経済活動から海に流れ着いたり、直接海や川に捨てられたりして、最終的に海洋を漂うプラスチックごみが、プラスチック製品は丈夫で長持ちするために、一度海に流れついてしまうとほとんど分解されることなく、海洋生物の生態系などに悪影響を及ぼす問題のこと。

外来種

意図的、非意図的を問わず人為的に移動させられたことにより、その生物が本来移動できる範囲（自然分布域）の外に生育または生息する生物種。

家庭系ごみ

一般の家庭から出るごみ全般のこと。

環境学習館えこらぼ

ふじみ野市・三芳町環境センターに併設された環境に関する各種環境学習講座の実施や情報発信の場。

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準。大気、水質、土壌、騒音等が定められている。

環境年次報告書

市内の生活環境や自然環境の現状、環境啓発等の取り組み状況について、毎年取りまとめて発行している報告書。

環境フェア

環境意識の啓発や、環境学習のためのイベント。市内の環境活動団体や個人が実行委員となり、団体や企業の活動展示やフリーマーケットなどを行っている。

環境負荷

人が環境に与える負担。環境に与えるマイナスの影響のこと。

カーシェアリング

複数の人が自動車を共同で保有して、交互に利用すること。

カーボンニュートラル

ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出量と吸収量がプラスマイナスゼロのこと。

気候変動に関する国際連合枠組条約

国際連合の下、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約で、平成6（1994）年3月に発効。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

グリーン成長戦略

グリーン成長戦略とは、太陽光発電やバイオ燃料などから作られる「グリーンエネルギー（グリーン電力）」を積極的に導入・拡大することで、環境を保護しながら産業構造を変革し、ひいては社会経済を大きく成長させようとする国の政策。

グリーンリカバリー

新型コロナウイルス感染症拡大からの経済復興にあたり、環境に配慮した回復を目指す景気刺激策のこと。

公園愛護会

奉仕活動として、公園、緑道、子ども広場、緑地等の清掃及び除草、その他良好な環境づくりに協力している団体。

光化学スモッグ

自動車の排気ガスや工場等のばい煙などに含まれる窒素酸化物等が太陽の紫外線によって化学反応を起こし、スモッグが発生した状況のこと。目や呼吸器に障害をもたらす。

こどもエコクラブ

子どもたちの自主的な環境活動・環境学習を支援する目的で平成7(1995)年に環境省(当時環境庁)が発足させた事業。平成23(2011)年から「(公財)日本環境協会こどもエコクラブ全国事務局」が継承し実施している。

ごみ分別アプリ

ごみの収集日やごみの出し方、出す時の注意点、ごみ分別辞典、よくある質問など、ごみに関する様々な情報を身近なスマートフォンを利用して簡単に確認できるアプリケーション。

コンポスター

ベランダ de キー口と同様に、家庭の生ごみを微生物により分解し、堆肥化する生ごみ処理容器。

コージェネレーション

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

事業系ごみ

事業活動を行うことにより発生したごみのこと。

次世代自動車

「ハイブリッド自動車」、「電気自動車」、「燃料電池車」、「天然ガス自動車」の4種類の自動車のこと。

市民農園

レクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。

集団資源回収

新聞、雑誌・雑紙、ダンボールや繊維類など、資源として活かせるものを町会や自治会などの団体が、回収日時や回収場所などを決めて資源を回収すること。

旬産旬消

露地栽培の農産物などを、旬の時期に消費すること。

循環型社会

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄のスタイルを改め、地球環境を保全しつつ、限りある天然資源を大切に、持続的な発展を遂げていくために、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルなどの有効利用を進めて環境への負荷を出来る限り低減しようとする社会。

食品ロス(フードロス)

売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べられるはずの食品が廃棄されること。

浄化槽

トイレからの汚水やその他の生活雑排水を、水中の微生物の働きによって浄化処理し、きれいな水にして放流するための設備。

スマートムーブ

徒歩、自転車や公共交通機関など自動車以外の移動手段の選択や、エコドライブの実施、カーシェアリングの利用など、二酸化炭素排出量の少ない移動を推進すること。

生物多様性

生物たちの豊かな個性とつながりのことで、直接又は間接的に支え合って生きていること。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

ゼロエミッション

平成6(1994)年に国連大学によって提唱された日本発のコンセプト。人間の活動から発生する排出物を限りなくゼロに近づけ、循環型社会を実現するため、最大限の資源活用や持続可能な経済、生産活動を促進するための理念や方法のこと。

ゼロカーボンアクション

「COOL CHOICE」における、温室効果ガスの排出量を削減するための行動とメリットをまとめたリスト。

た行

ダイオキシン類

発がん性などの毒性が高く、人の健康や生態系への影響が懸念されている有機塩素化合物。

脱炭素

石油・石炭等の消費等に伴う二酸化炭素を中心とした温室効果ガスの排出を大幅に削減していくことを低炭素といい、脱炭素は、低炭素を更に推し進め、全体の温室効果ガスの排出量を吸収量と同等レベルとしていくこと。

地域環境美化自主活動

自治組織等が市内の公道及び公園等において、自主的に行うごみ回収活動。

地域クリーン推進員

市内全域の自治組織から各2名の市民が委嘱され、地域環境美化活動を目的として活動している。

地球温暖化

地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系等に悪影響を及ぼすおそれがある。主な原因は、人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスであるとされている。

地産地消

地域で生産したものをその地域で消費すること。

低公害車

既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない自動車。

適応策

すでに起こりつつある地球温暖化の影響に対処するための施策。

電気自動車（EV）

蓄電池に蓄えた電気でモータを回転させて走る自動車。（Electric Vehicle）

道路サポーターズ

ボランティアで清掃美化活動を行う市民団体等を道路サポーターズとして認定し、市民と行政が協力して、快適で美しい道路環境づくりを目指している。

特定外来種

外来生物のうち、特に人間の健康や在来種の生態系などに害を及ぼす、またはその可能性があると考えられる生物で、法律で指定されたもの。

都市型災害

都市に特有の、規模が拡大し複雑化した災害のこと。

トップランナー制度

対象となる家電・OA 機器等や自動車の燃費基準でエネルギー消費効率が最も優れているものをトップランナーとして、その性能に技術開発の見通しを考慮して目標となる省エネ基準を定める制度。

な行

生ごみ処理容器

自然界の微生物を利用して生ごみ等を発酵分解し、ごみの容量を減少させ、堆肥化することを目的として製造された容器。

ナラ枯れ

ナラ・シイ・カシなどのブナ科樹木（どんぐりの木）が枯れる森林被害。

野焼き

廃棄物（ごみ）を屋外で焼却すること。法律や県条例により、工場・事業所はもちろん、一般家庭においても原則禁止とされている。

は行

ばい煙

物の燃焼に伴って発生する煙やすすのことで、特に不完全燃焼によって発生する大気汚染物質のこと。

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のこと。代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等がある。

廃プラスチック

一般的には事業稼働に伴って生じる、不要になって廃棄処分されるプラスチック類のことだが、この計画では一般家庭から廃棄されるプラスチック類のことと定義する。

花いっぱい運動推進委員会

自治組織や小中学校等の植栽活動や花壇整備を通して、住民の環境美化意識の高揚及び地域コミュニティの推進を図る団体。

パリ協定

地球温暖化対策に関する国際的な新たな協定。2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みで、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられている。

フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。

フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。

ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030

本市の魅力や特徴を存分に発揮し、様々な課題を乗り越え、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進するため、新たな時代に対応した行政経営の指針となる計画。「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層で構成する。

ふじみ野市ゼロカーボンシティ宣言

市民・事業者・行政が一体となり、「オールふじみ野」で2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指す宣言。

ベランダ de キエーロ

家庭で生じた料理くず、食べ残し等の生ごみを微生物により分解し堆肥化するもので、生ごみ減量化施策として導入した生ごみ処理容器。

ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーン

「ポイ捨て禁止」及び「路上喫煙防止」の呼びかけや、清掃活動を行うこと。

防災レジリエンス

防災マニュアルの策定をはじめとした災害対策や被災後の復旧・復興力のこと。

保存樹木

地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹林などを、自治体の条例等により、指定し保存するもの。

ま行

緑のカーテン

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制をはかる省エネルギー手法、または、そのために設置される植物。

みどりの学校ファーム

学校単位で農園を設置し、児童・生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身につけることを狙いとした取組。

緑の基金

緑地の保全及び緑化の推進に関する事業に充てるために設置されている基金。

緑の基本計画

市町村が、都市緑化法に基づき、緑地の保全や緑化の推進に関して、将来像、目標、施策などを定める基本計画。

や行

要請限度

自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときに、都道府県公安委員会に対して対策を要請する際の基準。

余熱利用施設エコパ

ふじみ野市・三芳町環境センターから発生する熱エネルギーを利用した環境にやさしく、ふれあい・交流・健康増進をテーマに、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の方が楽しめる施設。

ら行

緑地保護地区

一定の条件を満たした山林を緑地保護地区として指定し、伐採等の行為に制限をかけることにより、まとまった緑の保全を図る制度。

緑被率

特定区域に占める緑被の面積または割合。緑被は樹木地、草地、農耕地、水辺など、植物の緑で覆われた土地、もしくは緑で覆われていなくとも、自然的環境にある土地。樹木の場合は、樹冠の広がりを対象とする。

英数字

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

COP（コップ）

国連気候変動枠組条約締約国会議（Conference of Parties）の略称であり、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場。

COOL CHOICE（クールチョイス）

令和12(2030)年度の温室効果ガスの排出量を平成25(2013)年度比で46%削減するという目標達成のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中であらゆる「賢い選択」をしていくことを促す国民運動。

ESG投資（イーエスジー投資）

従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）の要素も考慮した投資。

FCV（エフシーバイ）

燃料電池自動車（Fuel Cell Vehicle）の略称。車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモータを回転させて走る自動車。

FIT制度（フィット制度）

太陽光や風力といった再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定の価格で一定期間買い取ることを国が保障する制度。

IPCC（アイピーシーシー）

国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略であり、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63(1988)年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。

mottECO (モツテコ)

環境省が提唱する、飲食店で食べきれなかった料理をお客様の自己責任で持ち帰る行為の愛称。

RE100 宣言 (アールイー100 宣言)

影響力のある企業が、「企業活動において 100%再生可能エネルギーを使用エネルギーとして利用しよう」という目標を掲げた意思表示。

ZEH (ゼッチ)

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (Net Zero Energy House) の略であり、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅。

1530 運動

毎月 15 日は「エコクッキングデー」、毎月 30 日は「冷蔵庫クリーンアップデー」とする取組。また、宴会やパーティのときは、開始 30 分間は味わいタイム、お開き前の 15 分間は食べきりタイムとする運動。

3R (スリーアール)

循環型社会を構築するための取組。発生抑制 (Reduce/リデュース)、再利用 (Reuse/リユース)、再生利用 (Recycle/リサイクル) の 3 つの頭文字。

第2期ふじみ野市環境基本計画（後期行動計画）

令和5年3月

発行：ふじみ野市

編集：市民活動推進部 環境課

〒356-8501

埼玉県ふじみ野市福岡1-1-1

TEL：049-262-9021